

令和7年度 第1回土壤汚染対策検討委員会 次第

日時：令和7年7月8日（火曜日）午後3時00分から午後5時00分まで
場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

1 開 会

2 議 題

- (1) 環境確保条例に基づく土壤汚染対策制度の見直し
- (2) 土壤汚染届出情報等の公開について

3 報告事項

- (1) 工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策事業
- (2) 土壤汚染対策届出情報のデジタル化

4 閉 会

【配布資料】（HPに掲載）

- 資料1 環境確保条例に基づく土壤汚染対策制度の見直し
- 資料2 土壤汚染届出情報等の公開について
- 資料3 工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策事業
- 資料4 土壤汚染対策届出情報のデジタル化

令和7年度 第1回土壤汚染対策検討委員会

資料1

環境確保条例に基づく土壤汚染対策制度の見直し

目次

1. 条例制度見直し経緯及び現行制度の概要
2. 区市における条例116条の施行状況調査
3. 指定調査機関への条例制度に関するヒアリング
4. 現行条例制度の課題等の抽出

1. 条例制度見直し経緯及び現行制度の概要

(令和6年度土壌汚染対策検討委員会資料2より再掲)

1-1 条例制度点検・見直しの背景

■都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）平成31年4月1日 改正条例施行

⇒法との整合を図るとともに、都独自の地下水環境保全の観点から、地下水の調査や地下水汚染に係る措置についての対策要件を見直し

東京都環境基本計画（令和4年9月発行）における土壌汚染対策の2050年のあるべき姿

⇒持続可能な土壌汚染対策が選択されるとともに、
土壌・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理されている

<今後の土壌汚染対策制度の方向性>

①環境規制に係る制度改善：

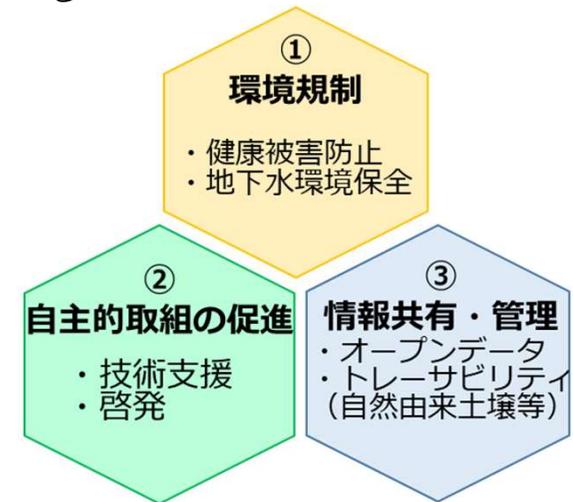
- ・必要な制度改善、国への要望、着実な運用等

②自主的取組の促進：

- ・自主的に持続可能な土壌汚染対策を選択できるための技術支援・啓発等
- ・特に中小事業者に対する取組みの後押し

③情報共有・管理：

- ・自然由来等土壌や地下水状況の実態把握
- ・オープンデータによる土地の利活用や確実な管理



✓ 施行から5年が経ち、都独自の地下水規定をはじめ各規定の施行における運用面の課題

✓ 法においても施行状況を踏まえて法制度の点検・見直しの議論を開始

⇒これらの状況を踏まえて条例制度についても、持続可能な土壌汚染対策や法との整合等の観点から点検・見直しを実施

1-2 平成31年改正条例の概要

1 条例の目的 規制対象

- ・法と同様の「**健康リスク**」を定義⇒飲用井戸情報収集等の規定追加、独自の「**地下水環境保全**」の考え方も保持
- ・自然由来の基準不適合土壌を、搬出時の規制部分について限定的に規制対象とする

2 土壌汚染情報の公開

- ・土壌汚染情報を記載した**台帳を調製し、公開**する規定を整備 ⇒「**汚染あり**」(R6より**無し**や**地歴も**)と評価された土地を公開

3 調査実施の契機

<工場等>

- ・調査実施期限を**工場等廃止後120日以内**に変更(法と整合)
- ・**調査猶予の規定**を明文化(猶予条件:建物をそのまま利用する場合等)
- ・**操業中の自主的な調査・対策**を条例上の手続きとして報告可能に

<土地改変>

- ・操業中の工場の900㎡以上の土地改変を対象に追加
- ・適用除外行為として、①**管理行為(上下水道等)**、②**軽易な行為(300㎡未満の改変)**、③**災害時の応急措置**、を明確化

4 対策の要件等

法と同様の**健康リスクベース**の対策要件を取り入れつつ、**条例の目的である地下水環境保全**のため、**一定濃度を超える汚染がある時**には対策を必要とする規定も導入

5 汚染地のリスク管理

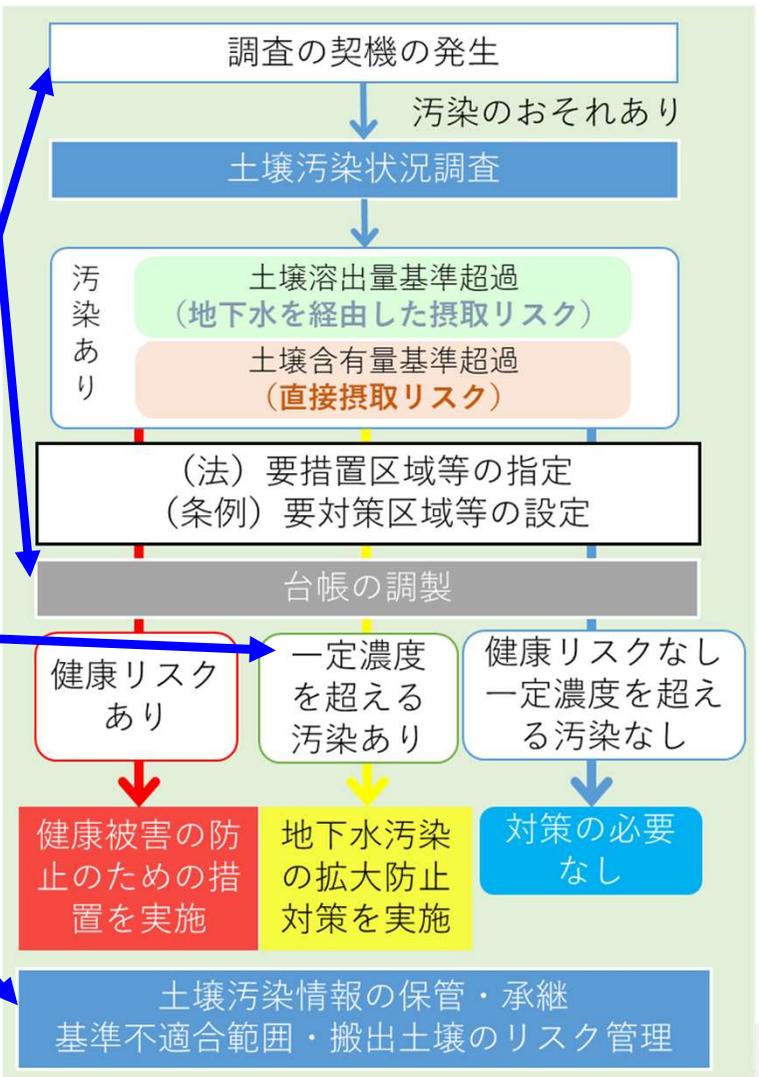
- ・**汚染が残置された土地(汚染地)の改変時**の届出義務
- ・**自然由来等基準不適合土壌の搬出時**の届出義務

6 法との重複整理

- ・**調査方法は、地下水調査を除き法の方法と同様とする**
- ・法の調査報告書を、条例の調査報告書に活用でき、一部を合理化

7 その他

- ・調査・対策**義務違反時の勧告、公表規定**を強化
- ・**土地所有者等**の調査や対策への**協力義務**を明文化
- ・**最適な土壌汚染対策**の促進に努める規定を指針に追加



1-3 土壌汚染対策法と環境確保条例

東京都では、条例と法律に基づいた届出等が必要

環境確保条例

土壌汚染対策法

守るべき対象	人の健康リスクの回避、 <u>地下水環境の保全</u>	人の健康リスクの回避
責任の考え方	<u>汚染原因者責任</u> <u>土地改変者の行為責任</u>	<u>土地所有者の状態責任</u> (汚染原因者責任、行為責任による規定も一部あり)
汚染への対応姿勢	・人への摂取経路の遮断は最低限必要、 <u>地下水環境の保全も含める</u>	・人への摂取経路の遮断のみ(摂取経路がなければ対策不要)
土壌汚染状況調査	土壌調査+ <u>地下水調査</u>	土壌調査

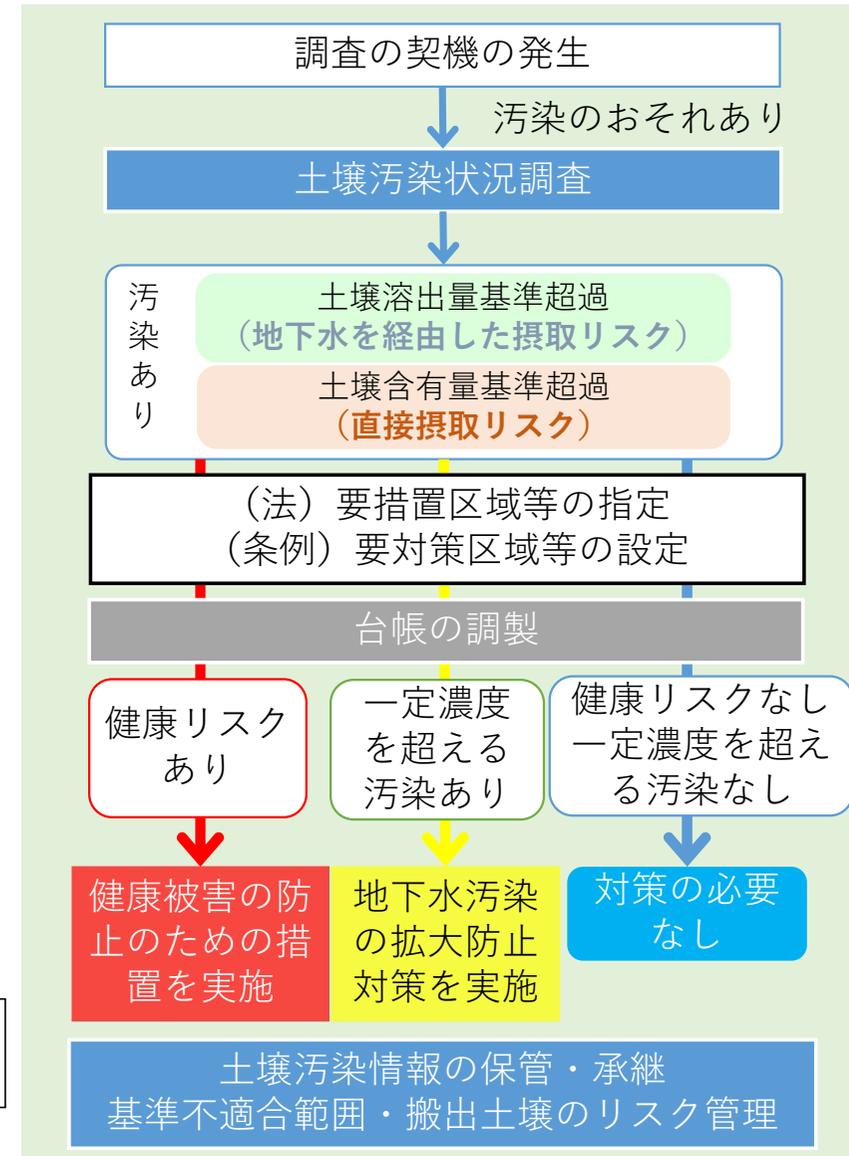
✓地下水環境の保全の観点から条例では地下水調査を状況調査として規定
⇒法との一番の違い

✓地下水環境の保全 = 第二地下水基準超えの地下水を対象地から出さない
※土壌汚染に起因するものに限る
(土壌溶出量基準適合で(第二)地下水基準超過だけでは非対象)

第二地下水基準

水濁法の排水基準と同値

措置方法の選択や、地下水汚染拡大のおそれの判断に係る条例独自の基準

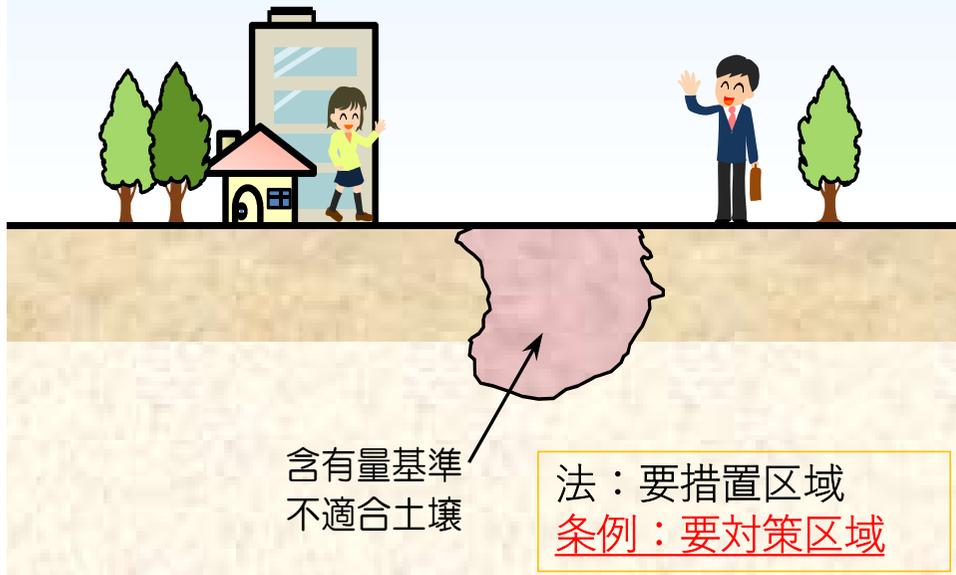


1-4 直接摂取リスク



健康リスクあり

A) 人の出入りがあり、含有量基準不適合土壌が露出
人が土壌に触れる可能性
がある。



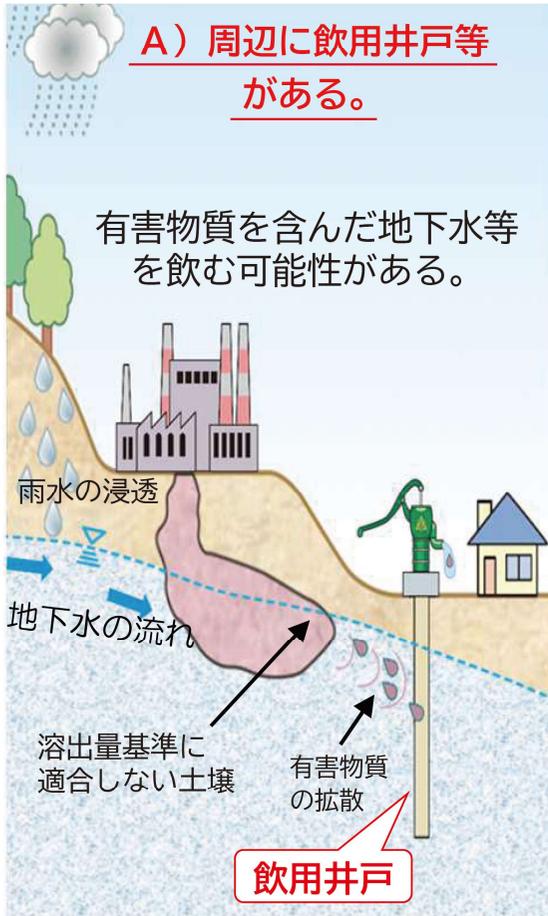
健康リスクなし

B) 人の出入りはあるが、
舗装等により含有量基準不適合土壌
が覆われている。
人が土壌に触れる可能性
ない。



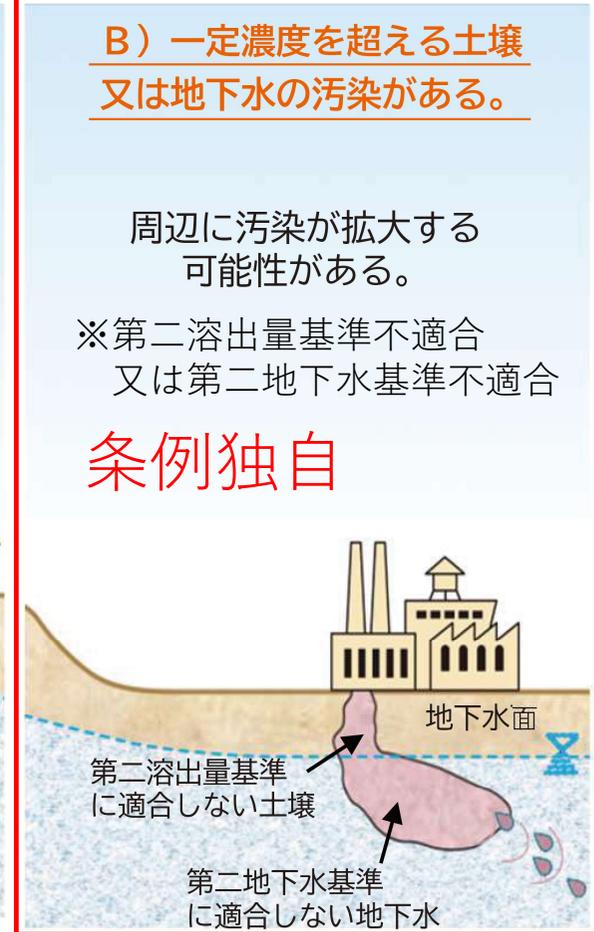
1-5 地下水を介した摂取リスク

健康リスクあり



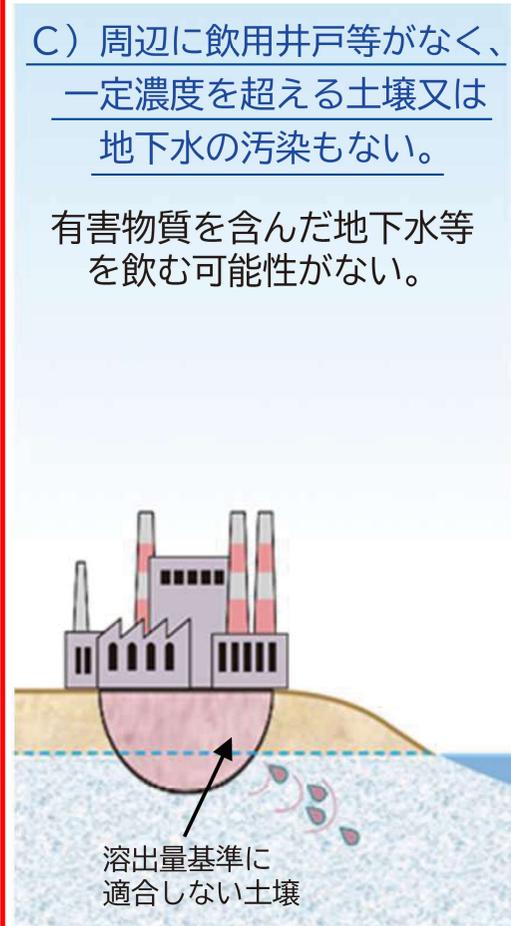
法：要措置区域
条例：要対策区域

汚染拡大リスクあり



条例：地下水汚染拡大防止区域

健康リスクなし

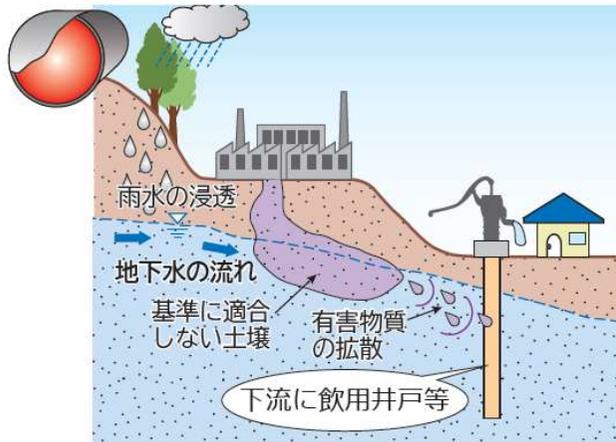


法：形質変更時要届出区域
条例：要管理区域

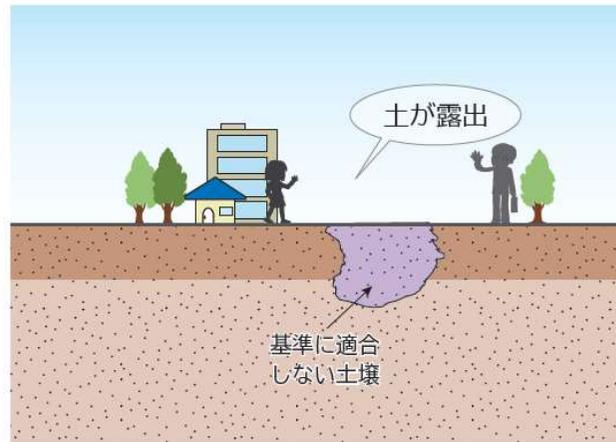
1-6 措置が必要な場合

- ・ 法、条例では、その土地に土壤汚染が存在しても、必ずしも土壤を取り除く等の措置は求めている
- ・ 以下の場合は措置が必要

措置が必要な場合—— 人が土壤に触れたり・周辺で井戸水を飲む可能性のある土地では、措置が必要な場合があります。



地下水を人が飲用する



人が土に触れる

【措置範囲】 汚染土壌が存在する範囲

【措置目標】 人への摂取経路の遮断

①溶出量基準超過かつ地下水基準超過の場合
溶出量基準超過土壌を処理基準以下とするか、適切に封じ込める

②溶出量基準超過かつ地下水基準適合の場合
①の対策又は地下水の汚染状態が地下水基準以下であることを確認する

③含有量基準超過の場合
含有量基準超過土壌を除去するか被覆等を実施する

条例独自

第二溶出量基準又は第二地下水基準を超える汚染がある土地では、飲用井戸等がない場合でも、対象地から第二地下水基準を超える地下水が拡散しないように措置が必要です。

【措置範囲】 第二溶出量基準を超える汚染土壌又は、第二地下水基準を超える地下水が存在する範囲

【措置目標】 第二地下水基準を超える地下水が対象地外へ流出することを防止

①対象地境界において地下水が第二地下水基準超過の場合

対象地境界において、地下水が第二地下水基準以下とする 又は封じ込めや地下水揚水等の方法により地下水汚染の拡大を防止する

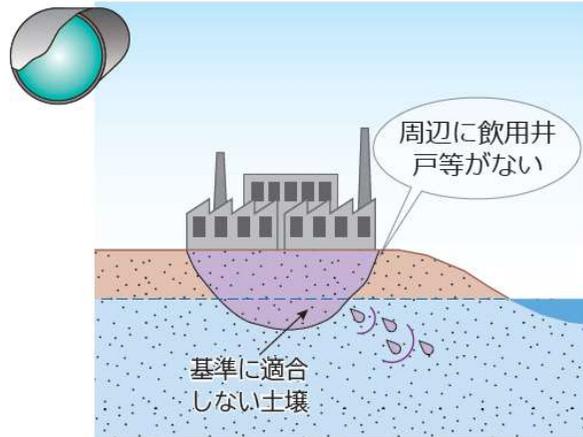
②対象地境界において地下水が第二地下水基準以下の場合

①の対策又は対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下であることを継続監視する

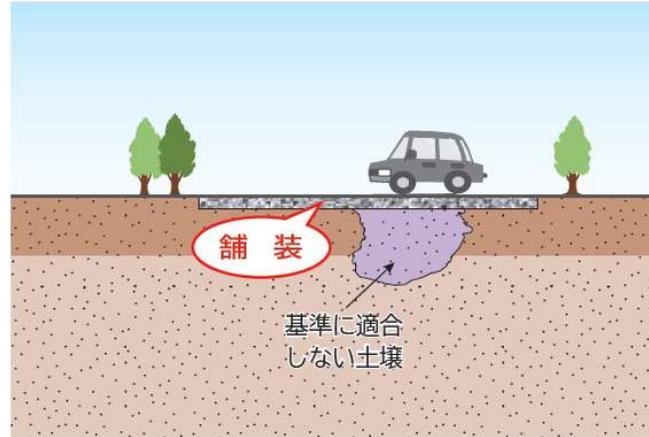
1-7 措置が不要な場合

・ 以下の場合には措置不要。ただし、施工に伴う汚染拡散防止は図る必要あり

措置が不要な場合 —— 人が土壌に触れず・周辺で井戸水を飲む可能性のない土地では、原則として、措置は不要です。



地下水を人が飲用しない



人が土に触れない

【対策範囲】 変更を行う範囲

【対策目標】 変更に伴う汚染拡散防止

- ・ 土地の変更に伴う土壌及び地下水の汚染の拡大を防止する
- ・ 措置の完了時に一定濃度を超える汚染が拡散しないようにすること及び健康被害が生ずるおそれがない状態とすること



- ✓ 施工に伴う汚染拡散防止の方法として措置の方法を準用する
- ✓ 含有量基準超過の土地において施工完了後には、要措置区域・要対策区域にならないように被覆等が復旧されている必要がある
- ✓ 形質変更時要届出区域の指定を解除する場合は、土壌汚染の除去措置の基準（法施行規則別表第八の五）を満たす必要がある

措置の種類

溶出量基準超過

土壌汚染の除去、一定濃度を超える土壌汚染の除去※1、封じ込め、不溶化、地下水汚染の拡大の防止、地下水の水質の継続監視※2

※1：要措置区域・要対策区域では適用できない

※2：要措置区域・要対策区域では、地下水基準超過の場合、地下水汚染拡大防止区域では、対象地境界で第二地下水基準超過の場合は適用できない

含有量基準超過

土壌汚染の除去、土壌入換え、盛土、舗装、立入禁止

2. 区市における条例116条の施行状況調査

2-1 116条施行に伴う区市への質問・回答に対する委員からの御意見

	区市への質問	委員からの意見	
調査前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 116条ただし書（調査猶予）に関して ・ 操業中における地歴契機の拡大に関して ・ 操業中の事業者における事業概要の届出契機の検討について ・ 工場廃止者等・転得者に関して 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただし書きの定期報告を受けることについては、法と整合を取る必要がある（鈴木委員） ・ 過去の事業場地歴を継承することを、検討する必要がある（鈴木委員） ・ 環境に対する努力により、取り扱い物質は変わってきている（石崎委員） 	令和6年度報告済
調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起点、単位区画、高さについて ・ 条例汚染台帳制度に関して ・ 絞込み調査を指針事項とすることへの賛否について ・ 飲用井戸に関して 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用井戸の三次元評価について、地下構造物の影響なども踏まえて、検討が必要（徳永委員） 	
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下水汚染拡大防止区域について ・ 深度絞込み、平面絞込み調査結果への対応について ・ 帯水層に関して ・ 土壌の3Rに関して 		今回報告

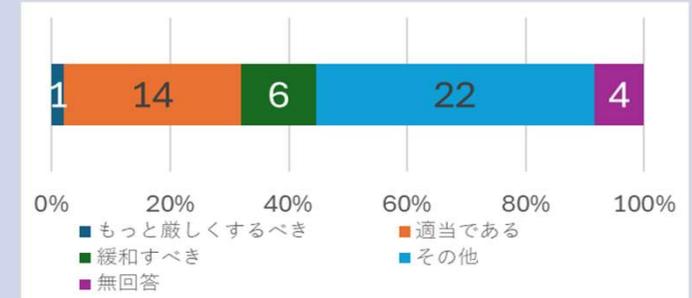
※区市における施行状況調査は、23区と回答のあった24市の意見を取りまとめている

2-1 地下水汚染拡大防止区域

質問／回答

第二地下水基準超過による地下水汚染拡大防止区域であって、「地下水汚染の拡大の防止」、「地下水の水質の測定」といった、汚染源を直接措置しない場合には、完了要件を定めていません。これは、措置を止めた場合に地下水汚染が拡大する懸念があるからになりますが、要対策区域と重複しておらず、地下水汚染拡大防止区域の単独の場合、当該要件の妥当性についてお聞かせください。

回答割合



回答：23区、24市（計47区市）

○適当である（30%）

- ・濃い汚染がある区域については、**適切に管理を継続することが必要**と考えるため。
- ・措置を止めた場合に**地下水汚染が拡大する懸念**があるため。
- ・実務を行っていて、不都合が起きていないため。

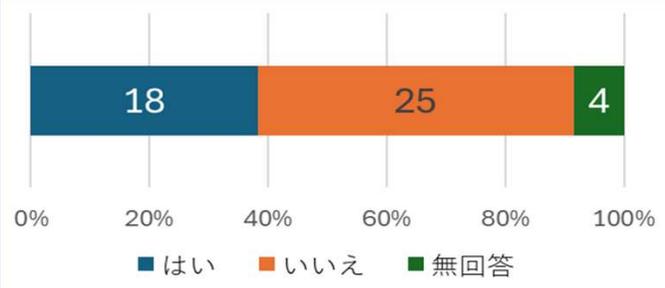
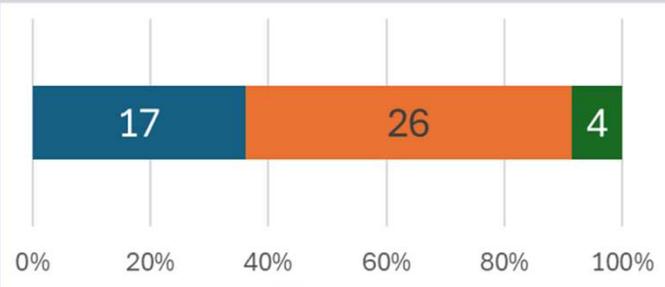
○緩和すべき（13%）

- ・健康被害の懸念がない場合、**永久的な対策義務**は厳しすぎる。
- ・完了要件を定めない対策は実質選択肢になりえず、**要件が年単位の対策は事業者への負担が重い**。
- ・健康影響のない案件での永久的水質の監視は、小規模事業者には費用面でも厳しい要件である。

○その他（47%）

- ・地下水環境保全の観点だと汚染源に働き掛けない措置に完了要件は難しいと思う。
- ・敷地外に第2地下水基準を超える**地下水が拡散しないことを証明できる場合は、モニタリングを完了してもよいのでは**。

2-2 絞り込み調査

	質問／回答	回答割合
2	<p>平面絞り込み調査結果を受けたことはありますか。また、平面絞り込み調査について、判断に苦慮した事例や指導で困ったことがあれば記載して下さい。</p>	<p>はい：15区、3市</p>  <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>■ はい ■ いいえ ■ 無回答</p>
	<p>○制度の運用に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・絞り込み範囲の選定が適切なのか指針等を読んでも判断が難しい。 ・法のガイドラインを参考にしているため、多くは汚染のおそれを考慮せず採取地点を設定している。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談無く絞り込みを実施された事例 ・絞り込みに失敗した場合はその結果を報告しないと断言された。 	<p>回答：23区、24市（計47区市）</p>
3	<p>深度絞り込み調査結果を受けたことはありますか。また、深度絞り込み調査について、判断に苦慮した事例や指導で困ったことがあれば記載して下さい。</p>	<p>はい：14区、3市</p>  <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p> <p>■ はい ■ いいえ ■ 無回答</p>
	<p>○制度の運用に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインに絞込む間隔の許容値が規定しておらず苦慮した。 ・深度を変化させても良いとあるが、具体的な記載が無い。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表層の調査しか行っていない土地で、深度調査及び深度絞り込みまで年月が経過していた事例。 	<p>回答：23区、24市（計47区市）</p>

2-3 帯水層、3Rの推進

	質問／回答	回答割合
4	<p>土壌溶出量基準超過土壌が帯水層に接する場合に適用する平成31年環境省告示第5号基準の適用で苦慮したことはありますか。</p> <p>○工事内容に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・どこが準不透水層であるのか問題になったことがある。 ・第二溶出量基準不適合だが、帯水層では第二溶出量基準には適合していたため原位置浄化の際に遮水壁を設置しない計画がされ、措置の妥当性の判断に苦慮した。 </p> <p>○その他・意見 <ul style="list-style-type: none"> ・低地部は地下水位が高いため、飲用井戸の評価を区別してほしい。 </p>	<p>はい：7区</p> <p>回答：23区、24市（計47区市）</p>
	<p>土壌の3Rを軸とした持続可能な土壌汚染対策を推進する上で、課題や更なる合理化を進めるためにご意見等があれば記載してください。</p> <p>○認識不足に関する課題 <ul style="list-style-type: none"> ・対策として一番掘削除去がわかりやすい面もあり選びやすいのでは。 </p> <p>○土地取引との課題 <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な対策は時間を要し、早く土地を売りたい場合に選びにくい。 ・土地価格や借地の原状回復への影響もあり、理想論と土地取引の慣習の乖離がある。 </p> <p>○心情の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・「汚染=悪」という認識から微量の汚染も受け入れない考えが根強い。 </p>	

3. 指定調査機関へのアンケート

3-1 指定調査機関へのアンケート（行政協議 土壤汚染状況調査 計画立案時について）

質問/回答

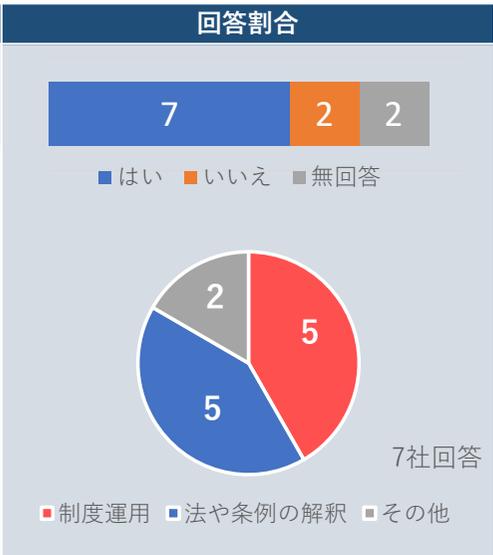
土壤汚染調査を実施するにあたって、**行政（区市町村や都）との協議等**を実施するかとは思いますが、その際に困った事例はありますか。

○制度運用上の課題

- ・「電子申請が原則」とHPに記載されていたが、窓口では情報量が多いため紙による提出を求められた。
- ・法3条と条例116条について、両方の書類を揃えて提出するのは工数が多く感じる。

○法や条例の解釈上の課題

- ・同様な状況（事業所の操業内容）の案件であっても区により対応が異なる。
- ・区画の統合の可否・絞り込み調査について、法律では問題ない方法でも不可とされた。
- ・有害物質の取り扱いについて、法管轄部署と、条例管轄部署で異なる見解を示された。
- ・法12条提出の際、116条の提出を求める区と求めない区があり、手続きが異なる。



※回答の得られた11社の意見をとりまとめ

質問/回答

土壤汚染調査を実施するにあたって、**調査計画立案時**に困った事例はありますか。

○制度運用上の課題

- ・例外的な3区画を除き、2区画までしか認めていないため、統合を認められない狭小区画1区画のために1地点調査が必要とされる。
- ・10m単位区画1辺につき2地点設定し、濃度減衰が確認できた場合は絞り込み可能であると指導を受けたが、このような指導は東京都だけである。

○地下水に関する課題

- ・地下水調査を行う際の掘削深度に対して指針が無く、掘削深度の決定が困難である。

○法や条例の解釈上の課題

- ・同一敷地内に条例区画と法区画が混在しており、個々に起点が定義されていることから調査・対策の計画が煩雑になった事例がある。



※回答の得られた11社の意見をとりまとめ

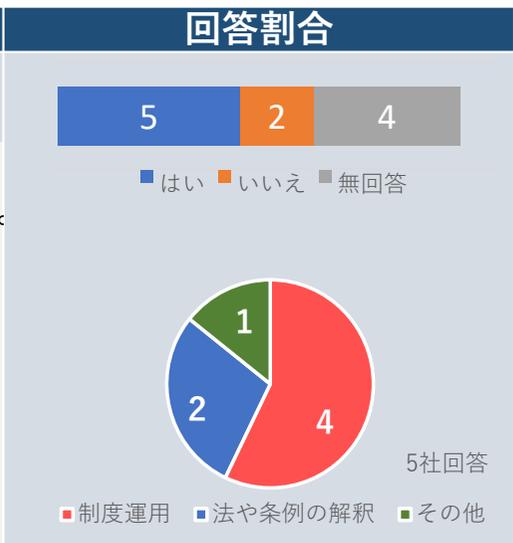
3-2 指定調査機関へのアンケート（土壌汚染状況調査 現地調査時・調査結果について）

質問/回答
<p>土壌汚染調査を実施するにあたって、現地調査時に困った事例はありますか。</p> <p>○施工条件に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階で有害物質を使用している事業所で、地下階及び地下階の下にピットがあるような状況であっても試料採取が必要となるケースがある。 ・ボーリング調査時の騒音問題。 <p>○制度運用上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染状況調査を計画していたが、形質変更期間中も利用され続ける排水経路が含まれており、土壌汚染状況調査をどのタイミングで実施すればよいか非常に困った。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者が敷地測量されていない事例が多く、調査計画後に現地で測量すると調査地点の調整作業等が必要となる事例が多い。



※回答の得られた11社の意見をとりまとめ

質問/回答
<p>土壌汚染調査を実施するにあたって、調査結果時（分析結果が出た時点や報告書作成時等）に困った事例はありますか。</p> <p>○制度運用上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表地下水調査と地下水調査について、調査結果シートや報告書内の記載が分かりにくい。 ・過去の工場の状況が不明の場合の117条調査において、調査対象物質が明確にわからず、窓口で相談すると判断がまちまちなケースがある。 <p>○法や条例の解釈上の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例と土対法での用語の違いがあり、読み替え表等が必要である。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象地が広い場合等で、計量証明書、調査結果一覧表、調査結果図の作成とチェックに時間を要することが多い。



※回答の得られた11社の意見をとりまとめ

3-3 指定調査機関へのアンケート（土壌汚染対策工事 計画立案時・対策工事時について）

質問/回答

対策工事を実施するにあたって、**計画立案時**に困った事例はありますか。

○制度運用上の課題

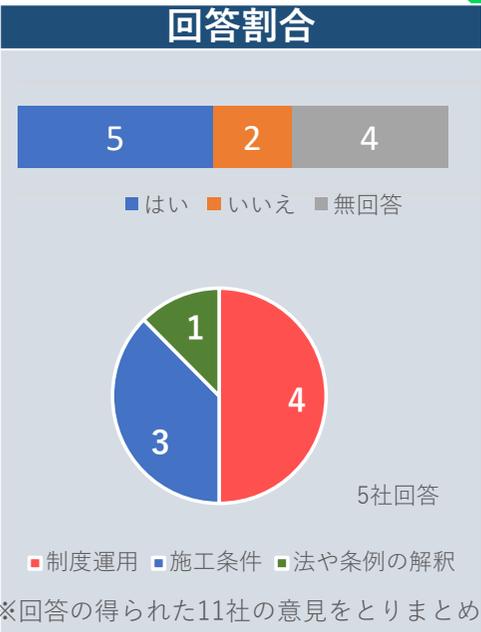
- ・水銀の土壌汚染があるとき、大気モニタリングの実施を指導されたが、このような指導は現時点ではどこにも記載されていない
- ・単位区画内の**平面絞り込み**について、**汚染のおそれ**が比較的多い→低いの方向に向けてしかできないのであれば、**実質的に絞り込みができない**。

○施工条件に関する課題

- ・隣地に接した敷地境界部の掘削除去で山留め壁の施工が必要な場合、**隣地に山留めを施工しないと全ての汚染土壌の除去ができないこと**。
- ・操業中の工場等ではスペースに制限があり、14条申請をしたうえで汚染土壌を移動・仮置きするのは操業継続への影響も大きく、簡単ではない場合も多い。

○法や条例の解釈上の課題

- ・対策平面の絞り込みを条例でも認めてほしい（手引きに記載してほしい）。



質問/回答

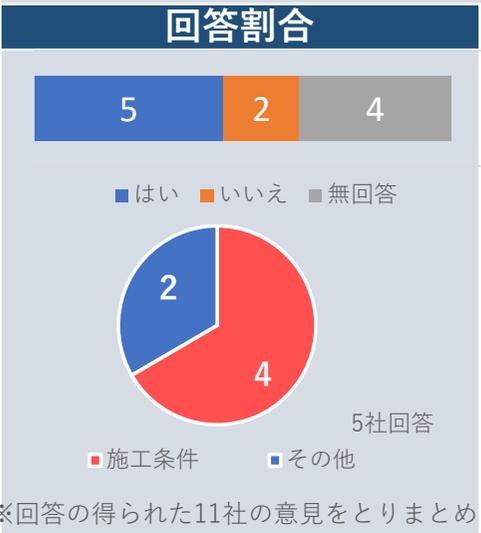
対策工事を実施するにあたって、**施工時**に困った事例はありますか。

○施工条件に関する課題

- ・狭小地では、作業スペースが取れず、**全て汚染を取らないと区域指定解除ができないのに、施工自体が困難なケースがある**。
- ・道路管理者との協議で、「**敷地境界までの掘削は不可**」とされた事例が複数ある。
- ・敷地境界における対策時の行政窓口の見解の違い（環境局と道路管理者）。
- ・条例に従い拡散防止措置を実施していることを掲示、近隣説明、家屋調査して工事を実施していたが、近隣から健康被害に対する不安を相談される。

○その他

- ・土壌汚染対策中に廃棄物の混入が確認され、処分方法を再検討しなければならなくなった。



3-4 指定調査機関へのアンケート（その他）

質問/回答

地下水の利用状況にかかる要件について、3次元の概念を導入することについて

- 1
- ・帯水層が、土壌汚染が確認された位置と相当程度に離れているなどの理由があれば、**3次元的に合理的な判断があってもよい。**
 - ・汚染箇所—当該井戸間の**帯水層の連続性が正しく把握され評価される事が必要**である。
 - ・深さも考慮する方が現実に即していると考ええる。
 - ・事業者にとって過度な対応にならないようにする必要があると考える。

起点や単位区画の位置や高さの表記や精度、区画名称等について、規格の統一について

- 2
- ・**規格統一は望ましい**と考える。できれば他の行政とも統一いただけると更に助かる。
 - ・既往調査との兼ね合いについても対応方法を整備してほしい。
 - ・起点の高さは座標が判れば高さは不要。起点ではなく、ボーリング調査地点の高さの情報が必要。
 - ・起点の座標が1/100秒までの報告とあるが、秒までで十分と考える。

調査猶予制度についての意見

- 3
- ・土地を借りながら操業しているケースもあるので、**猶予があった方が現実的には助かるのではないか。**
 - ・法と条例の差異は無くして頂きたい。（法と全く同じのものとして頂きたい。）
 - ・調査猶予が調査契機の抜け道にならないような対応は必要と考える。
 - ・116条にも「地歴調査」を導入し、廃止時は「地歴調査」は必ず実施・報告するが、土壌汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない限りは試料採取等の「土壌汚染状況調査」を行わなくても良いなどの条件づけが必要かと思う。

4. 現行条例制度の課題の抽出

4-1 現行条例制度の課題の抽出

■ 法制度と条例制度で共通の課題

- 1 帯水層の考え方
- 2 絞込み調査
- 3 操業中における地歴調査、116条ただし書(調査猶予)

■ 平成31年改正条例の運用において生じた課題

- 4 地下水調査時の地下水採取
- 5 地下水汚染拡大防止区域の措置完了
- 6 規則55条3項地域

※国において現在進行中の、法制度見直しの結果に起因して生じうる条例制度の課題については、見直し内容の詳細が明らかになったのち、改めて抽出・検討を行う。

4-2 現行条例制度の課題の抽出（課題1）

課題1 帯水層の考え方

- ・ 飲用井戸の評価において、飲用利用が異なる帯水層であっても区別されていない。
- ・ 準不透水層の判断や井戸スクリーン深度の把握・判断が難しい。

区市	指定調査機関	検討委員会委員（R6）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用しない浅い深度の地下水を浄化させるという過度な不安を事業者に強いることには疑問 ・ 考え方には賛同できるが、情報不足の現段階では実務として対応できるとは言い切れない ・ どこが準不透水層であるのかが問題になったことがある ・ 井戸スクリーン深度の把握方法が懸念事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用の利用等の井戸が異なる帯水層の場合は、3次元の概念を考慮してもよいと思う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用井戸の三次元評価について、地下構造物の影響なども踏まえて、検討が必要

- 検討の進め方（案）**
- ・ 帯水層や飲用井戸の判断については、施行通知やガイドラインの記載との整合の観点から、国に対して法制度の見直しを意見中であり、当面は国の対応を注視
 - ・ 対策の要否に係る重要な論点であり、条例制度側で規定する場合は、本検討委員会で議論

4-2 現行条例制度の課題の抽出（課題1）

参考：土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）

準不透水層の定義（ガイドライン Appendix-12）

1.1 要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為

1 土地の形質の変更に着手する前に、当該土地の形質の変更の範囲の側面を囲み、基準不適合土壌の下にある準不透水層（厚さが1メートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒1マイクロメートル（ $1.0 \times 10^{-6} \text{m/秒}$ ）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層をいう。）・・・

参考：土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について（平成31年3月1日）

ア.地下水経由の観点からの土壌汚染が明らかな場合（ロ）周辺の飲用井戸に係る要件（抜粋）

「飲用利用」については、高濃度の地下水汚染が存在する可能性があり、飲用井戸等について、飲用頻度が低いことや何らかの浄化処理が行われていることをもって安全が担保されているとは言えないことから、浄水処理の有無や飲用頻度によらず、当該地下水が人の飲用利用に供されている場合は、ここでいう「飲用利用」に該当すると考えるべきである。

「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」とは、特定有害物質を含む地下水が到達し得る範囲を指し、特定有害物質の種類により、また、その場所における地下水の流向・流速等に関する諸条件により大きく異なるものである。

参考：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（通知）（令和6年3月22日）

（3）人の健康に係る被害が生じるおそれ（ア）対象とする飲用井戸等

規則第54条第3項第1号表一の項下欄アの取水口においては、特定有害物質の性質を踏まえて、意図的に水分として摂取すること（調理の過程で食品に含まれるものを含む。）を「飲用」ととらえ、この目的のために日常的に利用する井戸を対象とする。なお、水道等他の経路からの特定有害物質の摂取量も加味されて地下水基準が設定されていることから、当該井戸からの飲用量は問わないこととする。規則第54条第3項第1号表一の項下欄イ及びウについては、それぞれ関係法令の定義により判断する。ウの災害用井戸については、地域防災計画において飲用利用が明記されているものが該当し、非常時のみの飲用ではあるが多くの住民が利用することから、対象とする。

4-3 現行条例制度の課題の抽出（課題2）

課題2 絞込み調査について

- ・ 法令や指針に手順が定められておらず、関係者が対応に苦慮
- ・ 平面絞込みの場合、地歴を考慮しない地点で採取した試料をどう判断するのか
- ・ 絞り込む際の範囲が適正であるか（1m、0.5m、0.1m）

区市	指定調査機関
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針等を読んでも判断が難しい ・ 具体的な決まりがないため、調整が多い ・ 法を参考にしているため、汚染のおそれを考慮せず採取地点を設定している ・ 調査したが絞り込めなかった場合の届出上の取扱いが難しい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 汚染のおそれが多い→低いの方向に向けてし かできないのであれば、実質的に絞込みができ ない ・ 敷地境界に対して絞込みしたい場合にできな い ・ 法律では問題ない方法でも不可と指導された

検討の進め方（案）

- ・ 絞込み調査については、ガイドラインの記載との整合の観点から、国に対して法
制度の見直しを意見中であり、当面は国の対応を注視
- ・ 措置完了の判断に係る重要な論点であり、条例制度側で規定する場合は、本検討
委員会で議論

4-3 現行条例制度の課題の抽出（課題2）

参考：土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3.1版）

ウ さらに詳細な深度調査の実施

深度調査の実施地点は 5.3.2 (2) に示す手順で設定するが、さらに詳細な深度調査を実施することを否定するものではない。例えば、同一単位区画内で複数の深度調査を行うことにより、同一単位区画内であっても基準不適合土壌が分布する深さを変化させることができる。

また、単位区画内における措置対象範囲の絞り込みも可能である。絞り込みの考え方の例を図 5.3.2-13 に示す。この場合、絞り込みを行う地点は措置対象範囲の境界となり得る地点であり、絞り込みのための調査では、ボーリング調査を実施する必要がある。

また、ボーリング深度は、絞り込みの対象となる調査結果の基準不適合土壌の深さより 1 m 以上深くする必要がある（図5.3.2-14）。ただし、措置対象範囲を絞り込む目的等で土壌汚染状況調査の試料採取地点と同じ単位区画内の異なる地点で詳細調査を行う場合は、汚染のおそれが生じた場所の位置で深さ 50 cm まで（地表においては、表層及び 5～50 cm の均等混合）の土壌も採取する。

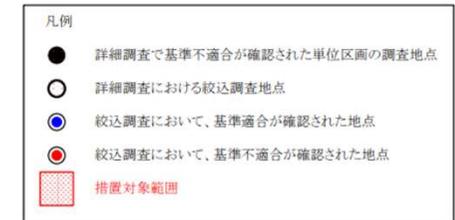
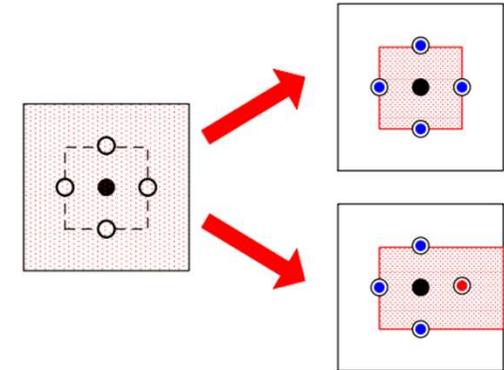


図 5.3.2-13 単位区画内の措置実施範囲の絞り込みの例

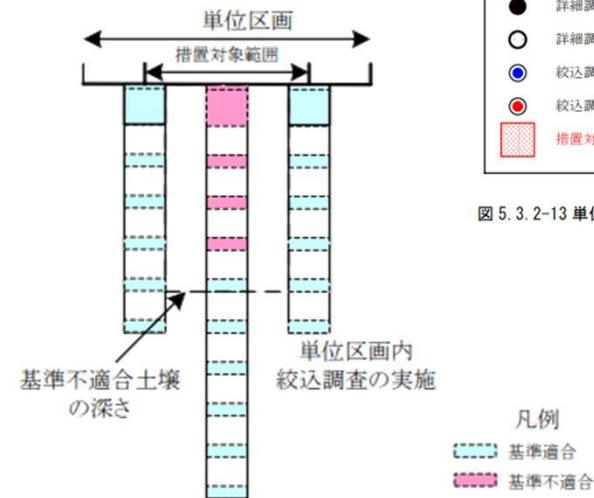


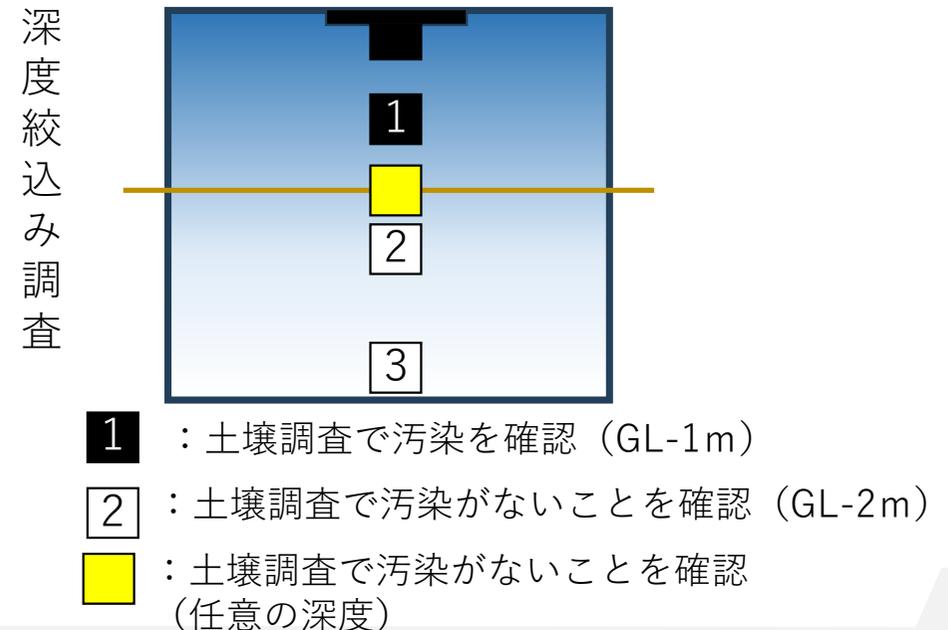
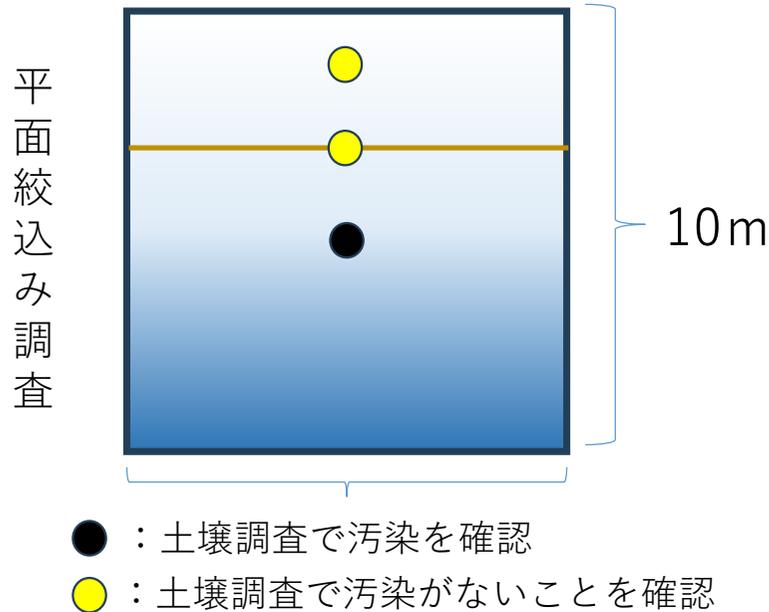
図 5.3.2-14 単位区画内の措置実施範囲の絞り込みの深度評価の例

4-3 現行条例制度の課題の抽出（課題2）

参考：都の実務における事例

・平面絞り込み調査において、明確な規定がないためトラブルとなるケースがある。

- ・通知別紙にて、平面絞り込み調査は法令に規定のない調査、限定的に認めるものとしており、「単位区画内で汚染のおそれが一様である場合等、平面絞り込み調査が成立しない場合も考えられる」と記載
- ・実務上は、汚染のおそれの少ない方向に向けて2地点で採取して絞り込む（深度方向調査と同じ考え方）、都独自の考え方により指導をしている。
- ・土地購入者や返還を受ける者から汚染の除去を求められ、掘削除去を採用するケースが多いが、隣地との関係で敷地境界の除去ができない場合に問題となっている。



4-4 現行条例制度の課題の抽出（課題3）

課題3 操業中における地歴調査、116条ただし書（調査猶予）

- ・ 汚染状況調査の時点で、工場や事業場での特定有害物質の取扱い状況が把握できない場合があり、法見直しでは地歴調査契機の拡大について検討中
- ・ 調査猶予制度において、土地利用状況の変更を捉えることが実務上困難

区市	指定調査機関	検討委員会委員（R6）
<ul style="list-style-type: none"> ・（地歴報告必要）事業者死亡や当時の従業員も不明で、特定有害物質の状況が適切に把握できない ・（地歴報告不要）工場設置・変更認可申請書等で取扱状況を把握可能 ・ 規定しても届出されない可能性 ・ ただし書の定期報告制度を整備してほしい 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物質の取り扱いについて、法管轄部署と、条例管轄部署で異なる見解を示された 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去の事業場地歴を継承することを、検討する必要がある ・ 環境に対する努力により、取り扱い物質は変わってきている ・ ただし書の定期報告は、法と整合が必要

検討の進め方（案）

- ・ 操業中地歴調査については、有害物質取扱履歴の判断の明確化と併せて国の対応を注視しつつ、現行条例の各規程を活用し取組を啓発する方向を軸とする
- ・ ただし書の現況届は義務付けられないと結論されている。国へ意見した情報公開の検討の経緯を見つつ、実効性担保のための運用事項を区市と調整していく

4-4 現行条例制度の課題の抽出（課題3）

参考：令和6年度土壌汚染対策検討委員会 資料2（3-3届出契機の検討）※一部修正

届出契機

- 工場等設置時と事業内容変更時
- 特定有害物質取り扱い中止
- 氏名等変更届出等の各種届出時点
- 定期的な報告（工場現況届出書）
- 変更届が提出されてから10年経過



新規に届出様式や契機を設ける方向ではなく、既存の枠組みの中で工夫ができないか

⇒（意見）いたずらに規定を増やしても機能しないと考えられるため

適正管理化学物質の使用量等報告書

根拠	環境確保条例110条に規定
対象者	適正管理化学物質（土対法の全特定有害物質を含む59物質）を年間 100kg以上取り扱う工場又は指定作業場
報告時期	前年度の実績を4月1日から6月30日まで
報告内容	適正管理化学物質の使用目的、使用量、製造量、環境への排出量など

→当該報告制度では、特定有害物質の取扱量が100kg未満の事業所は捕捉できない

4-4 現行条例制度の課題の抽出（課題3）

参考：汚染のおそれの判断に係る都の実務における事例

・「汚染のおそれが不明」とされた土地の調査区分・調査対象物質の判断が難しい。

- ・ガイドラインでは事業場範囲のうち工場棟など汚染のおそれが多いと認められる土地、通路や事務棟はおそれが低い土地として区分されている。
- ・条例117条では地歴調査の結果、過去の事業場敷地における施設の詳細位置が不明な場合は敷地全体を汚染のおそれが多いと判断することが一般的。また、事業の内容が不明な場合は調査対象物質の絞り込みも難しい。
- ・「不明な土地」＝「第一調査区分」かつ全物質という区分は厳しいと感じる一方で、不明な土地を「汚染のおそれが少ない土地」と判断すると、詳細な記録が存在する事業者のほうが不利になり、公平性が担保できない。

参考：中央環境審議会 土壌制度小委員会での論点整理（第6回小委員会資料より引用）

2-⑦. 汚染情報に係る調査契機（第4回小委員会の論点）における詳細事項について

検討会提言

参考：第4回小委員会資料

- ・地歴情報等の土壌汚染状況に関する情報については、もともとは土地の所有者等が所有し、管理していたものであるが、制度として土地の所有者等や汚染行為を行った事業者に保存の責務が無いところ、土地の所有権が一般に長期間存続する過程で、企業の統廃合、事業場の土地の所有者等の変更や高齢化等による不在化、長期間の経過など、様々な要因によって散逸が進んでおり、地歴調査を円滑に行うことが年々困難になりつつあるとの指摘がある。（p.12）

論点

- ・有害物質の使用状況等の土壌汚染状況調査に必要な情報の散逸を防ぐため、何らかの仕組みを設けてはどうか。

4-4 現行条例制度の課題の抽出（課題3）

参考：調査猶予制度における「現況届」の規定を置かないことの整理について

- 都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討（最終とりまとめ） p29
 - ・法の調査猶予の規定について、行政手続法上、確認行為は「準法律的行政行為」とであると解釈された。条例の猶予確認手続きについても同様に考えるべきであり、確認行為に当たって条件付け等の行政の裁量の余地はないものと整理された。
 - ・条件付けを予定していた、利用状況の変更及び土地所有者等の変更に伴う承継の届出は、法と同様に義務とした。
 - ・変更の届出を義務付ける以上、現況届の義務付けは過度な負担であるとして、規定は設けないこととした。
- 条例施行通知 第2 4（2）オ（エ）調査猶予確認に係る土地の利用状況等の変更の届出（抜粋）

変更がある場合は届出が必須であることから、定期的に現況の報告を求める、いわゆる現況届については規定していない。しかし、猶予が長期間にわたると、変更届の提出を失念するおそれもあることから、現況の確認を兼ねて手続の周知を行うことは差し支えない。

参考：第116条第1項ただし書きに係る土地についての情報公開の検討経緯について

- 令和3年度第2回土壤汚染対策検討委員会 資料3 土壤汚染に係る情報の公開について p8

第116条第1項ただし書きに係る土地については、法では公開の規定は定められていないこと、調査猶予地という汚染の有無も不確定な段階での公表による風評被害の懸念が有ることから、条例における規則改正及びオープンデータ化は今回は見送りとし、法3条ただし書き中の土地に関する公表は、次回法改正に向けて国へ要望していく

4-5 現行条例制度の課題の抽出（課題4）

課題4 地下水調査時の地下水採取

- ・ 条例では土壌ガス検出時及び土壌溶出量基準超過があった場合の地下水調査を義務付けているが、地下水の水位が深く採取が困難な場合がある
- ・ 第二種・第三種については地下水調査を行わないことができる要件を定めているが、第一種には定めがない

区市	指定調査機関	検討委員会委員（R6）
—	・ 地下水調査を行う際の掘削深度に対して指針が無く、掘削深度の決定が困難	・ 土壌汚染の結果としては重金属等が多いが、地下水汚染を生じているのは、第一種が多いという理解

検討の進め方（案）

- ・ 施行通知別紙に指針の考え方を示しているが、これは平成30年度土壌汚染対策検討委員会の議論を受けたもの
- ・ 制定の経緯と実務上の課題を踏まえ、当該指針の規定の見直しについては、本検討委員会での議論が必要

4-5 現行条例制度の課題の抽出（課題4）

東京都土壌汚染対策指針 第3 土壌汚染に係る調査 2 汚染状況調査 (9)、(10)
地下水調査の採取対象資料（物質ごと）

第一種特定有害物質	第二種・第三種特定有害物質
<p>調査地点の地下水位を把握し、最初の帯水層（恒常的に地下水が存在する宙水層又は第一帯水層をいう。以下同じ。）の地下水を採取する。 ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い位置にある帯水層の地下水の調査が必要と認められる場合は、この限りでない。</p>	<p>最初の帯水層の地下水を採取する。 ただし、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い位置にある帯水層の地下水の調査が必要と認められる場合は、この限りでない。 <u>なお、汚染土壌と最初の帯水層が十分離れており、かつ、推定される汚染の原因、汚染状況、地層等を考慮して、地下水への影響が少ないと認められる場合は、地下水採取を行わないことができる。</u></p>

条例施行通知別紙 第3 土壌汚染に係る調査 2 汚染状況調査

(9) 第一種特定施設に係る土壌地下水の調査方法

土壌汚染を原因とする地下水汚染では、一般には汚染物質が地表付近から供給されるため、採取対象試料は、基本的に最初の帯水層（恒常的に地下水が存在する宙水層又は第一帯水層）とするが、汚染の程度又は地層の状況等により、より深い深度にある帯水層（第二帯水層以深）の地下水の調査が必要と認められる場合はより深い位置にある帯水層の地下水を採取する。
第一種特定有害物質の場合は、汚染が深度方向に広がりやすい性状であるため、汚染土壌と最初の帯水層が十分に離れていたとしても、地下水への影響が少ないとは言えないことから、地下水の採取深度は地表から10mまでに限定されないことに留意されたい。

4-5 現行条例制度の課題の抽出（課題4）

条例施行通知別紙 第3 土壤汚染に係る調査 2 汚染状況調査

（10）第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壤及び地下水の調査方法

第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質の場合は、比較的汚染が深度方向に広がりにくい性状であるため、汚染土壤と最初の帯水層が十分離れており、かつ、推定される汚染の原因、汚染状況、地層等を考慮して、地下水への影響が少ないと認められる場合は、地下水採取を行わないことができることとした。具体的には、文献調査等により対象地内の地下水位のうち最も高い位置にあるものを把握するとともに、表層の土壤溶出量の値が高い地点（1地点以上）において深度方向の土壤調査を行い、最も深い位置にある汚染土壤が最も浅い地下水位から10m以上離れていることが確認されたときに、これを認めることとする。ここで「10m」としたのは、地下水位の季節変動等を加味しても汚染土壤が帯水層に接することがなく、また浸透した場合でも地下水まで汚染が到達するおそれが少ないと考えられるものとして暫定的に設定したものであることから、**汚染土壤と地下水がどの程度離れていれば地下水採取を行わなくてよいとするかは、対象地における汚染状態や地質条件に応じて総合的に判断することが適当である。**当然のこととして、工事等で強制的に水位を下げているときに測定した地下水位のデータは採用できない。

また、次に掲げる土地のように、**地下水位が深くても地下水への影響が想定される土地にあっては、地下水調査を行う。**

- ・ 第二溶出量基準超過土壤が存在する場合
- ・ 汚染のある個所が窪地になっている等地形からみて降雨浸透が著しい場合
- ・ 砂礫等の透水性の極めて高い地層が深度方向に続いている場合
- ・ 対象地内に地下方向への汚染の到達を促進する構造物が存在する場合 など

地下水調査を行わないことができる**要件に該当したことにより地下水調査を行わなかった地点は、調査の省略ではなく、地下水の汚染がないものとして取扱う。**この場合、土壤汚染状況調査結果報告書に地下水調査を不要とした根拠を明記する。

4-5 現行条例制度の課題の抽出（課題4）

参考：都の実務における事例

- ・ **指針で「最初の帯水層の地下水を採取する」とされており、地下水位が低い場合に採取が困難。**
- ・ 第二種特定有害物質の地下水調査にはなお書きがあり、条件を満たせば採取を行わないことが可能
- ・ 第一種は必ず採取を行う必要があり、地域によっては事業者にかなりの負担となる。
- ・ 試料採取等調査以降を省略すると第二地下水基準不適合となり、必ず地下水汚染拡大防止区域の対応となってしまうため、調査省略規定が活用できない。

4-6 現行条例制度の課題の抽出（課題5）

課題5 地下水汚染拡大防止区域の措置完了

・対象地境界において地下水の汚染状態が第二地下水基準以下の場合に選択できる「地下水の水質の継続監視」について、敷地内に第二地下水基準超過区画があれば継続監視が完了できないこととなっている

23区・24市	東京都	指定調査機関
<ul style="list-style-type: none"> 完了要件を定めない対策は、実質選択肢になりえず、完了要件が年単位の対策は、事業者への負担が重い 汚染を拡散させないことを定めた完了要件を検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> 地下水汚染拡大防止区域における地下水の継続監視や地下水汚染の拡散の防止措置について、敷地内に第二地下水基準超過区画があれば措置の完了要件無しとなっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者にとって過度な対応にならないような対応が必要だと思う

検討の進め方（案）

- ・施行通知別紙に指針の考え方を示しているが、これは平成30年度土壌汚染対策検討委員会の議論を受けたもの
- ・制定の経緯と実務上の課題を踏まえ、当該指針の規定の見直しについて、条件を付け何らかの完了要件を設定が必要

4-6 現行条例制度の課題の抽出（課題5）

地下水の水質の継続監視（措置実施前の地下水の汚染状態ごと）

地下水の汚染状態	地下水基準以下	第二地下水基準以下	第二地下水基準超過
測定頻度	年1回以上	年2回以上	年4回以上
完了要件	<ul style="list-style-type: none"> 対象地境界付近で測定を<u>5年間以上継続</u> <u>直近の2年間は1年に4回以上測定した結果、地下水の特定有害物質の濃度が第二地下水基準を超えるおそれのないことの確認</u>を行う 		完了要件の定めなし
	※法の要措置区域における地下水質の測定の完了条件を読み替えたもの		➡左記と同条件での完了の認定は難しいため、「対象地境界で第二地下水基準を超えるおそれのないこと」を何らかの要素で担保できないか？ ※考慮しうる要素の例： <u>5年より長期間の測定、観測井の追加、対象地境界での地下水基準適合の継続、降雨浸透防止措置、地下水流向・流速の把握など</u>

4-6 現行条例制度の課題の抽出（課題5）

東京都土壤汚染対策指針 第4章 4 土壤汚染の除去等の措置又は汚染拡散防止の措置の完了

(2) 措置の完了の要件を満たすことの確認

地下水汚染の拡大の防止を実施したとき又は2 (3) ウ (カ) b (c) に該当する場合※で地下水の水質の継続監視を実施したときは、措置が完了することはなく、継続的な措置の実施が必要となる。

※措置実施前の地下水の汚染状態が第二地下水基準を超える場合

条例施行通知別紙 第4章 計画の策定及び実施

4 土壤汚染の除去等の措置又は汚染の汚染防止の措置完了

(2) 措置の完了の要件を満たすことの確認

表に掲げる措置の方法のうち、地下水汚染の拡大の防止を実施した場合及び措置前において対象地内で**第二地下水基準を超過している状況で地下水の水質の継続監視を実施した場合は、完了の要件を設定していない**。これは、これらの措置は汚染に対し直接効果を及ぼすものではなく、措置を止めた場合に、地下水汚染が拡大する懸念があるためである。そのため、これらの措置を実施した場合には、定期的に実施している水質測定の結果を報告し続けることとなる。この際、水質の測定の結果が基準値を超過した場合には他の措置の実施等の対応を検討する必要がある。**ただし、地中での汚染状態の変化や地質その他の要因により第二地下水基準を超える地下水が対象地外へ拡散しないことが確認できた場合は、措置完了として差し支えない**。

4-7 現行条例制度の課題の抽出（課題6）

課題6 規則55条3項地域

- 規則55条3項地域は、条例の地下水汚染の拡大の防止のための措置等の規定を適用しない土地
- 現在は公有水面埋立法による埋立地のみだが、他の埋立地等についても検討が必要

- 規則55条3項地域で適用除外となる規定は、地下水調査、地下水汚染拡大防止区域の設定など
- 具体的には、「公有水面埋立法による公有水面の埋立て又は干拓の事業により造成された土地であること（法の埋立地管理区域の規定を横引き）」かつ「将来にわたり地下水の利用状況に係る要件に該当しないと認める土地（条例独自の要件）」を満たすことを規則に規定している
- 条例改正時の「都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討（最終とりまとめ）」では、公有水面埋立法施行以前の土地や水没民有地※の扱いなど、課題が残されている状況
- 国の法制度見直しにおいて、臨海部の工業専用地域等の取扱等が検討事項に挙がっている

※地盤沈下により水没した民有地で、海面下にある土地を埋め立てて区画整理を行った地域

検討の進め方（案）

- 規則55条3項地域に該当する土地の拡大については、国の検討を注視しつつ、制定の経緯を踏まえ、規則改正にあたっては本検討委員会での議論が必要

令和7年度 第1回土壤汚染対策検討委員会

資料2

土壤汚染届出情報等の公開について

土壌汚染届出情報等の公開

(情報公開の総合的な推進に関する都等の責務)

第三十四条 都は、前章に定める公文書の開示のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、都政に関する正確で分かりやすい情報を都民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(東京都情報公開条例より)

検討事項

- ① 情報公開の対象について
- ② 情報公開の手法について
- ③ 情報公開の開始時期について

【背景】法・条例の台帳規定のこれまでの経緯(1)

【土壌汚染対策法】

- 平成15年2月施行 台帳制度の規定
- 平成30年4月施行 指定が解除された区域の台帳の調製及び保管も追加

【環境確保条例】

- 平成31年度3月31日以前 条例については台帳に関する規定なし



平成29～30年度：条例制度見直しについて土壌汚染対策検討委員会で検討

- 平成31年4月 改正条例を施行し、土壌汚染が確認された届出に係る台帳
(基準不適合台帳①)を公開開始



令和1～3年：土壌汚染対策検討委員会で、土地汚染情報の更なる公開
(汚染が確認されなかった土地の公開等)について検討

- 令和6年4月 令和6年4月1日条例施行規則第58条を改正

改正条例を施行し、新たに以下②～④の台帳を公開開始

②基準適合台帳、③地歴台帳、④自然由来等基準不適合台帳

【背景】法・条例の台帳規定のこれまでの経緯 (2)

- 法は、制定当初から汚染のある土地の情報を公開
- 条例では、平成31年改正前は台帳調製の規定がなく、汚染の有無にかかわらず土壤汚染情報は公開されていない

土壤汚染情報公開台帳等の公開対象			
届出等の時期	法	条例	根拠
平成15年2月～	指定中の土地	規程なし	法制定
平成30年4月～	同上 + 指定が解除された土地※		法改正
平成31年4月～		土壤汚染が確認された土地	条例改正
令和6年4月～		同上 + 基準適合 地歴 自然由来不適合	条例施行規則改正

※法施行通知に「ただし、平成30年4月1日より前に消除された指定台帳の情報についても、法第61条第1項に基づき、保存し、必要に応じて提供することが望ましい。」とあり、これに基づき都では法改正前に指定が解除された土地の台帳も同様に公開している。

【背景】東京都環境基本計画

東京都環境基本計画

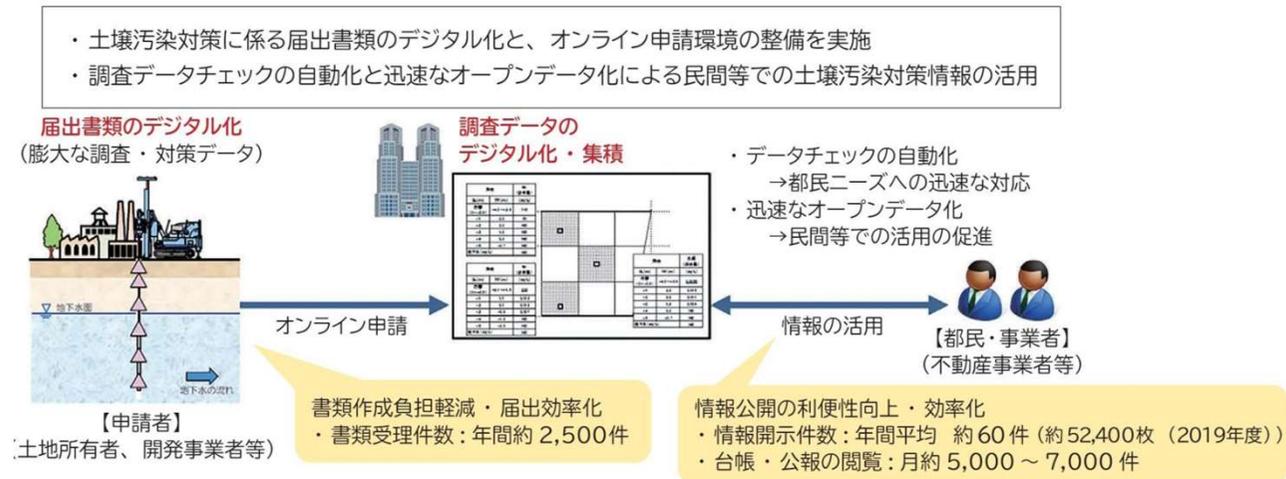
(2050年のあるべき姿)

持続可能な土壤汚染対策が選択されるとともに、土壤・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理されている

(2030年目標)

法・条例対象となる土壤汚染対策は、「土壤の3R」が考慮されるとともに、**土壤・地下水に関する届出情報が社会全体で共有**されている

[オープンデータ化のイメージ]



将来的には情報共有・管理の強化のため、土壤汚染対策に係る届出書類をデジタル化し、届出手続の円滑化や**基準不適合土壤が存在する土地の管理、自然由来等土壤の実態把握、トレーサビリティの確保**を確実に推進していく。また、**基準不適合土壤に係るデータ等をオープン化**していく。

東京都環境確保条例の台帳制度の現在の状況

令和6年4月1日 条例施行規則第58条を改正

⇒平成31年施行の改正条例以降は、汚染状況調査の結果汚染が確認された土地に対して条例台帳を調製していたが、規則改正により下記の3つの土地についても新規に台帳の調製対象となった。

- ・ 第115条から第117条までの規定に基づく汚染状況調査を実施し、汚染が確認されなかった土地
- ・ 第117条1項の規定に基づく土地利用の履歴等調査を実施した土地
- ・ 第122条第1項第2号の土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に係る土地（自然由来）

土壌汚染情報公開台帳	
①基準不適合台帳	②基準適合台帳
③地歴台帳	④自然由来等基準不適合台帳

- ・ 規則改正以降、条例では4種の土壌汚染情報公開台帳を管理することとなった。
- ・ ①の台帳は、HP上のシステムにより住所などで対象地を検索できる。
- ・ ②、③、④の台帳は届出審査が終了した順番でHP上に届出情報を記載している。

現時点で環境確保条例の台帳規定で公開している情報

① 基準不適合台帳（表面）

- ・ 環境確保条例に基づく汚染状況調査の結果、調査契機時の基準値において不適合が確認された案件

（環境確保条例第118条の2 参考様式）

土壌汚染情報公開台帳

（案件No. 12826 ）

整理番号	S0353	調製年月日・契機	令和7年1月20日 ・ 第117条第2項		
所在地	荒川区町屋七丁目1905番1、3596番2、3596番5、3596番8、3599番2、3599番3、3599番4の一部、3599番10 （地番） 荒川区町屋七丁目地先 （住居）				
訂正年月日・契機	令和7年1月20日・第117条第3項				
工場又は指定作業場の名称 （土地の変更に係る事業の名称）	（仮称）都市計画公園町屋公園整備事業	面積	4,699.09 m ² （基準不適合範囲）	16,114 m ² （調査）	
汚染状況調査の方法に関する特記事項					
当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容	舗装又は盛土				
当該土地に第122条第1項第2号の土壌がある場合は、その旨 （汚染の原因が水面埋立材に由来する場合は、その旨）					
当該土地が第54条第3項第1号に該当する場合は、その旨					
当該土地が第55条第3項に該当する場合は、その旨					
当該土地が土壌汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨	形質変更時要届出区域（指-1539号）の全部				
備考	添付資料は法台帳（指-1539号）を参照				
土壌の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類	適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和5年11月1日	鉛及びその化合物	含有量基準	溶出量基準・第二溶出量基準	ムラタ計測器サービス株式会社
	令和5年11月1日	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	含有量基準	溶出量基準・第二溶出量基準	ムラタ計測器サービス株式会社
	令和5年11月1日	六価クロム化合物	含有量基準・溶出量基準	第二溶出量基準	ムラタ計測器サービス株式会社
			含有量基準・溶出量基準	第二溶出量基準	
			含有量基準・溶出量基準	第二溶出量基準	

現時点で環境確保条例の台帳規定で公開している情報

① 基準不適合台帳（裏面）

- ・ 環境確保条例に基づく汚染状況調査の結果、調査契機時の基準値において不適合が確認された案件

（環境確保条例第118条の2 参考様式）

土壌汚染情報公開台帳

（案件No. 12826）

地下水の汚染状況	報告受理年月日	特定有害物質の種類		適合または適合しない基準項目		汚染状況調査の受託者
	令和5年11月1日	砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物	適合・地下水基準・第二地下水基準		ムラタ計測器サービス株式会社	
令和5年11月1日	六価クロム化合物	適合・地下水基準・第二地下水基準		ムラタ計測器サービス株式会社		
地下水の汚染状況 （対象地境界）	令和5年11月1日	ふっ素及びその化合物		適合・地下水基準・第二地下水基準		ムラタ計測器サービス株式会社
	令和5年11月1日	六価クロム化合物、砒素及びその化合物		適合・地下水基準・第二地下水基準		ムラタ計測器サービス株式会社
土地の措置又は改変状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の措置又は改変の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
			法台帳（指-1539号）参照のこと		有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

現時点で環境確保条例の台帳規定で公開している情報

② 基準適合台帳

- ・環境確保条例に基づく汚染状況調査の結果、調査契機時の基準値において基準に適合していることが確認された案件

調製・訂正年月日	整理番号	調製契機	報告年月日	所在地	工場又は指定作業場の名称 (土地の改変に係る事業の名称)	調査対象地 面積	試料採取等対象物質	土壌等の 汚染状況	汚染状況調査の方法等 に関する特記事項
令和7年2月18日	06環改化土第371号	第117条第2項	令和6年10月1日	世田谷区上北沢五丁目13、13-15、13-13 (住居) 世田谷区上北沢五丁目1238番1外7筆 (地番)	(仮称)世田谷区上北沢五丁目 既存建物解体工事	420 ㎡	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、PCB	基準適合	
令和7年2月19日	06環改化土第638号	第117条第2項	令和7年1月24日	江東区新砂一丁目3番15号 (住居) 江東区新砂一丁目625-73 外2筆 (地番)	敷地内既存解体工事(地下コンクリート土間撤去)	711.14 ㎡	六価クロム	基準適合	分割提出
令和7年2月21日	06環改化土第617号	第117条第2項	令和7年1月17日	新宿区霞ヶ丘町1、2、港区北青山一丁目7 (住居) 新宿区霞ヶ丘町9番1外20筆 (地番)	(仮称)神宮外苑地区市街地再 開発事業 移植工事	300 ㎡	水銀、鉛	基準適合	分割提出 ※基準不適合台帳 (S0257)、形質変更 時要届出区域(指-1403 号)参照

③ 地歴台帳

- ・汚染のおそれがあり、汚染状況調査が実施済の場合は、基準不適合台帳又は基準適合台帳も併せて参照

調製・訂正年月日	案件No.	届出年月日	所在地	対象地			改変対象地			汚染状況調査の 実施状況	備考	
				面積	汚染のおそれ	面積	汚染のおそれ	汚染のおそれのある場合、特定有害物質の種類				
令和7年3月6日	06環改化土第440号	令和6年10月25日	板橋区板橋二丁目4、大山東町7、8、14、15、18、60、大山金井町10、23~25、37、38、大山町4、32、33、栄町33~35、仲町 (住居) 板橋区板橋二丁目173番1の一部外173筆 (地番)	38330	㎡	有	38330	㎡	有	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、PCB	未実施	
令和7年3月6日	06環改化土第674号	令和7年2月12日	港区芝浦四丁目1番、2番、3番 (住居) 港区芝浦三丁目22番5の一部外23筆、無地番、道 (地番)	10175.66 (83.05)	㎡	有	10175.66 (83.05)	㎡	有	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、PCB	実施済	分割提出 ※基準不適合台帳 (S0289)、形質変更時要届 出区域(指-1447号)を参照
令和7年3月6日	06環改化土第709号	令和7年2月25日	江戸川区東篠崎三丁目地内から江戸川区東篠崎町地内 (住居) 江戸川区東篠崎町39番6の一部外39筆、無地番、道 (地番)	89251	㎡	無	89251	㎡	無			

④ 自然由来等基準不適合台帳

- ・所在地は自然由来等土壌の搬出元における基準不適合範囲を指す。

案件No.	届出(着手)年月日	完了年月日	所在地	調製・訂正年月日	実施者	搬出する基準不適合土壌の状況	搬出量	搬出先	基準不適合土壌の処理又は管理の方法	備考
6環改化土第242号	令和6年8月8日	令和7年3月31日	港区高輪2丁目19番地先 (住居) 港区高輪二丁目1番2外107筆 (地番)	令和6年8月8日	東京都交通局	砒素(溶)、鉛(溶)	2,100.0 ㎡	産業廃棄物処理施設	焼成処理他	
			(住居) (地番)				㎡			
			(住居) (地番)				㎡			

過去の土壌汚染届出情報等の公開の根拠について

東京都環境基本計画に掲げた「土壌・地下水に関する届出情報が社会全体で共有されている」という2030年目標の達成を目的に、現在は公開の対象となっていない「過去の届出情報」についても、都独自の情報公開を検討

環境確保条例には**遡及適用の規定がない**ため、環境確保条例118条2項の規定に基づく台帳の調製・公開の対象として、過去届出を**公開することはできない**。

参考：都が受け付けた過去の届出件数
(平成13年の条例施行から令和6年3月31日まで)

	第117条1項	第117条2項
累計件数	約13000件	約4800件

条例の台帳規定対象外の届出情報の公開は、
情報公開の総合的な推進を定めた、
東京都情報公開条例に基づく取組と位置付け

参考:東京都情報公開条例(抜粋)

(目的)

第一条 この条例は、日本国憲法の保障する地方自治の本旨に即し、公文書の開示を請求する都民の権利を明らかにするとともに情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって東京都(以下「都」という。)が都政に関し都民に説明する責務を全うするようにし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、都民による都政への参加を進めるのに資することを目的とする。

(情報公開の総合的な推進に関する都等の責務)

第三十四条 都は、[前章](#)に定める公文書の開示のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、都政に関する正確で分かりやすい情報を都民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

2項から4項まで 略

(情報提供施策の拡充)

第三十六条 実施機関は、都民に対する自主的広報、都民の需要を踏まえた情報提供及び報道機関への情報提供の充実に努めるとともに、その管理する資料室等都政又は事業に関する情報を提供する施設を一層都民の利用しやすいものにする等情報提供施策の拡充に努めるものとする。

2 [前項](#)の情報提供施策の拡充に当たっては、その時々^の都民生活における情報化の進展状況を勘案しつつ、情報通信の技術を積極的に活用するものとする。

3 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、都民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

都の情報公開条例の規定の解釈について

環境確保条例に基づく土壌汚染届出情報を、都が独自に、都の情報公開条例の規定に基づく取組として公開すること自体は問題がないか

➡ 都の情報公開条例の規定では、個人情報等に抵触しない限り、情報提供の目的のためであれば、公開可能という見解

【都制度所管部署の見解】

- 情報公開条例第7条に該当するような不開示情報が含まれていないこと。
他の法令等において公表してはならないことが定められていないこと
(情報公開条例第35条に規定)
- 個人情報保護法、個人情報保護法施行条例で対象とされるのは、生存する個人の情報であって、事業者(企業)の情報は対象ではない。
- 公表には、①情報提供目的による公表と、②義務違反に反する制裁目的の公表があるが、①についての公表には法律の根拠は不要、②については法律の根拠が必要というのが判例の立場

公開しようとする条例改正以前の届出内容は、次の範囲に限ることの整理を行う

- 情報公開条例第35条に基づき、**開示請求を受けた場合に開示する範囲**
- **第三者照会が必須となる情報**(情報公開条例第15条第2項の規定に該当)が含まれていないもの

情報公開に係る外部有識者ヒアリングの結果(R6実施)

- 環境確保条例に基づく土壌汚染届出情報を、都が独自に、都の情報公開条例の規定に基づく取組として公開すること自体は問題がないか
- 問題ない場合、公開に際し届出者の同意が必要になるか

➡ 個別同意の必要はなく、個人情報等を除いては、公益性が上回れば、公表することが望ましい

【外部有識者3名に、個別同意の必要性を聴取】

- 基本的に個別同意を取る必要はない。公表による公の利益(都民の健康安全)が不利益(不動産価値が下がる可能性)を上回るのであれば、行政の判断で公表しても問題はない。
- 近年、健康に対する国民の関心がますます大きくなっていることも鑑み、行政保有情報は国民全体に資するものとして積極的に公開すべきである。
- 改正条例規則第58条には遡及して公開する規定はないが、公開規定がなければ開示できないということにはならない。
- オープンデータ化に際して連続性の欠いた情報になってしまうなら、個人が特定出来るような情報や行政の施策に影響を及ぼす情報を除いて、公開することが望ましい。

その他懸念事項についての意見

風評被害や誤解への懸念があり、情報公開にあたっては十分な説明やリスクコミュニケーションの取組も必要

【外部有識者による懸念事項】

- 土対法上の特定有害物質に限れば汚染物質(=使用物質)として公開されたとしても、企業のノウハウの漏洩につながるとは考えにくいですが、特定施設やPRTR等の他の情報も合わさると企業の能力や規模が推測される可能性もある。
- 地下水汚染の情報を公開した際に、もらい汚染の可能性も否定できない中であたかもその土地が汚染源だと誤解され、風評被害を生む懸念がある。

【過去の土壌汚染対策検討委員会での委員意見】

- 汚染のある土地とない土地の全てについて情報公開すると、一般の人からみると汚染がない土地として公開されていなければ汚染があるものだと誤解する恐れもある。
- 汚染についての情報の出し方にも十分注意する必要がある。特定有害物質が検出されていれば、基準値未満であっても汚染がある土地と認識されかねない。
- 風評被害が生じないように、情報公開に当たり十分な説明を添えたり、事前のリスクコミュニケーションに尽力するといった取組が必要だ。

情報公開の必要性について(まとめ)

公の利益が個人の不利益を上回るのであれば、行政の判断として、都の情報公開条例に基づき積極的に情報公開すべき

【令和6年規則改正時の改正理由の整理】

① 公共の利益に資するかどうか

- 土壌汚染対策関連の開示請求や情報提供サービスは、環境局全体の2割程度を占め、都民からの情報提供の要望が大きい。
- 都としても、円滑な土地の利活用や適切な土地の管理等の観点から、個人情報保護等を十分に考慮した上で、社会全体で土壌汚染に関する情報を共有することは重要

② 基準適合データの公開について、環境確保条例の趣旨・目的に合致しているか

- 全国的に届出が既に出ているものと誤認していたこと等を原因とする未届事案が発生している。
- 汚染が確認されなかった土地も含めて社会全体で情報共有することにより、未届での形質変更行為等による汚染拡散を防止(=人の健康被害の防止)につながる

過去の届出情報についても、令和6年改正と同様の整理にて、「公表が公共の利益に資するものであり、環境確保条例の趣旨・目的に合致する」との判断が可能

本検討委員会における検討事項

以下の各案の取組を進めることについてご意見を伺いたい

① 情報公開の対象について(案)

- 都で收受した全ての**117条第1項及び第2項(調査)**に関する届出等の情報
- 平成31年改正前の条例の規定に基づき都で收受した全ての**117条第3項及び旧第4項(措置)**に関する届出等の情報
- 法の汚染が確認されなかった土地の調査結果に関する届出については、国の見解が示されていないため、当面は条例の届出等を先行して公開

② 情報公開の手法について(案)

- 「台帳」とは区別しつつ、台帳を掲載している**環境局HPにて参考情報**として公開
- 公開様式は一覧形式(次スライド以降に案を提示)とし、届出者の同意を要しない範囲(開示請求時に第三者照会を行わずに公開する範囲の情報)で構成
- 詳細は引き続き情報公開条例に基づく開示請求又は情報提供依頼にて対応
- 古い届出は、過去の規定に基づく調査対策が行われており、制度改正の変遷等についての解説など、情報利用にあたっての注意書きを充実させる

③ 情報公開の開始時期について(案)

- より新しい年度の情報から整理を実施し、令和8年度以降順次公開していく

②情報公開手法(公開形式の案のポイント)

●調査結果届出等一覧(案)のポイント

- ・ 現行の地歴台帳、基準適合台帳の形式をベースに作成 (次ページ参照)
- ・ 条例117条2項台帳は汚染の有・無に関わらず一括してリスト化
- ・ 公開対象とする事項には、土地の改変に係る事業の名称を含む
- ・ 調査結果における測定値の公表等は予定なし

※1 措置に係る届出等一覧については、平成31年改正前の案件が対象であり、新たな検討となるため、次回以降に案を提示

※2 116条については、同一事務を行う区市の状況を確認の上、別途検討

②情報公開手法(公開形式の案)

○ 条例117条1項(地歴)届出一覧(案)

文書番号	届出年月日	所在地	対象地 面積(m ²)	対象地 汚染のおそれ	変更対象地 面積(m ²)	変更対象地 汚染のおそれ	特定有害物質の種類 (汚染のおそれありの場合)	汚染状況 調査の 実施状況	備考
○環改化土第○号	平成○年×月△日	東京都○○区○○ x-x-x (住所) 東京都○○区○○ x-x-x (地番)	2,000	有	1,000	有	不明		
○環改化土第○号	平成○年×月△日	東京都○○区○○ x-x-x (住所) 東京都○○区○○ x-x-x (地番)	500	無	500	無			
○環改化土第○号	平成○年×月△日	東京都○○区○○ x-x-x (住所) 東京都○○区○○ x-x-x (地番)	9,000	有	8,000	有	第一種有害物質、第二種有害物質及びポリ塩化ビフェニル		
○環改化土第○号	平成○年×月△日	東京都○○区○○ x-x-x (住所) 東京都○○区○○ x-x-x (地番)	3,500	有	3,500	有	六価クロム化合物	有	
○環改化土第○号	令和○年×月△日	東京都○○町○○ x-x-x (住所) 東京都○○町○○ x-x-x (地番)	200	有	100	有	カドミウム、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀、鉛	有	○環改化四第○号、 ○環改化土第○号
○環改化土第○号	令和○年×月△日	東京都○○町○○ x-x-x (住所) 東京都○○町○○ x-x-x (地番)	18,000	無	8,000	無			

○ 条例117条2項(汚染状況調査結果)報告一覧(案)

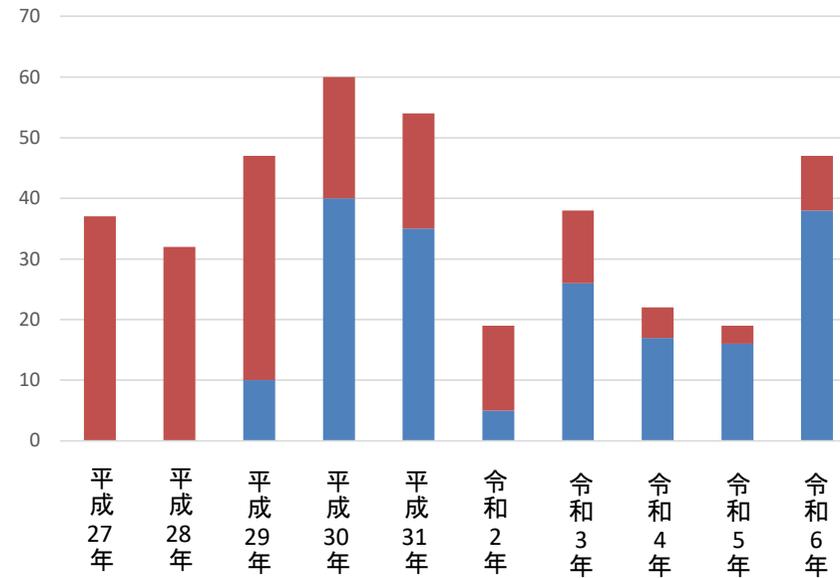
文書番号	報告年月日	所在地	土地の改変に係る 事業の名称	調査対象地 面積(m ²)	試料採取等対象物質	土壌等の汚染状況	汚染状況調査の方法等 に関する特記事項	備考 (地歴の文書番号)
○環改化土第○号	平成○年×月△日	東京都○○区○○ x-x-x (住所) 東京都○○区○○ x-x-x (地番)	○株式会社 解体工事	3000	第一種、第二種、アル キル水銀、PCB	鉛(含有)	○環改化四第○号	○環改化土第○号
○環改化土第○号	平成○年×月△日	東京都○○区○○ x-x-x (住所) 東京都○○区○○ x-x-x (地番)	○都市計画道路事業 (Ⅰ・Ⅱ期)	7500	第一種、第二種、PCB		○環改化四第○号	○環改化土第○号
○環改化土第○号	平成○年×月△日	東京都○○区○○ x-x-x (住所) 東京都○○区○○ x-x-x (地番)	○株式会社○○工場新 築工事	6000	第一種、第二種、第三 種	ふっ素(溶出)		○環改化土第○号
○環改化土第○号	平成○年×月△日	東京都○○区○○ x-x-x (住所) 東京都○○区○○ x-x-x (地番)	○病院 解体・新築工事	10000	鉛(含有)、砒素(溶 出)		○環改化自第○号	○環改化土第○号
○環改化土第○号	令和○年×月△日	東京都○○町○○ x-x-x (住所) 東京都○○町○○ x-x-x (地番)	○区画整備事業 (Ⅰ・Ⅱ期)	120000	水銀、シアン、ふっ 素、ほう素			○環改化土第○号
○環改化土第○号	令和○年×月△日	東京都○○町○○ x-x-x (住所) 東京都○○町○○ x-x-x (地番)	○小学校改築工事	8000	鉛(含有)、砒素(溶 出)		○環改化自第○号	○環改化土第○号

付録 開示請求の件数推移

(件数)

平成27年	開示請求	37
平成28年	開示請求	32
平成29年	情報提供サービス	10
	開示請求	37
平成30年	情報提供サービス	40
	開示請求	20
平成31年	情報提供サービス	35
	開示請求	19
令和2年	情報提供サービス	5
	開示請求	14
令和3年	情報提供サービス	26
	開示請求	12
令和4年	情報提供サービス	17
	開示請求	5
令和5年	情報提供サービス	16
	開示請求	3
令和6年	情報提供サービス	38
	開示請求	9

(件数)



■ : 開示請求

■ : 情報提供サービス

令和7年度 第1回土壤汚染対策検討委員会

資料3

工場跡地等における 持続可能な土壤汚染対策支援事業

1 土地利用転換アドバイザー制度 の実績

【事業概要】 中小事業者の円滑な事業転換 と 持続可能な土壌汚染対策 の促進を目的として

土壌汚染がある工場跡地において、

土壌の「3R」を実践しようとする土地所有者等を技術・費用の双方から支援

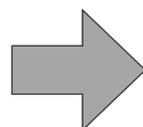
土地利用転換アドバイザー

令和5：5件 令和6：6件
令和7：4件（6月末時点）

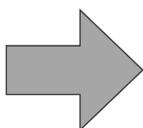
土地の売主・買主 双方に
アドバイザーが助言・情報提供

法令で必要な対策
汚染を管理しながらの土地活用
土地取引に参考となる不動産鑑定
狭あいな土地での対策技術

土壌汚染対策の専門家、
不動産鑑定士等の
チームで構成



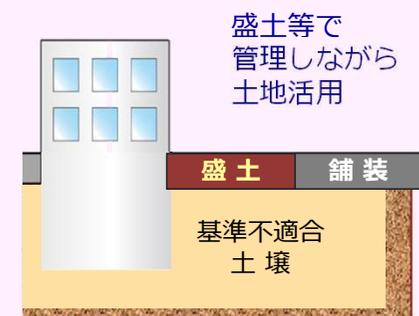
助
言



被覆盛土支援 令和5：1件

買主（開発者）が
基準不適合土壌を残して 土地活用

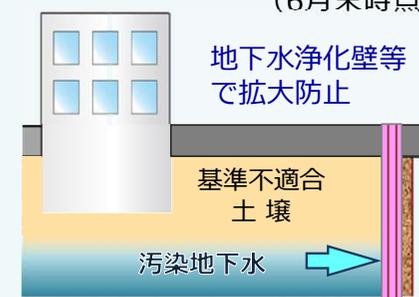
被覆盛土 相当費用
都が支援



地下水汚染拡大防止技術支援 令和6：5件 令和7：1件 (6月末時点)

地下水汚染の拡大を防止する
技術を 都が 公募・認定

狭あいな土地で効果実証
対策費用 都が支援



1 土地利用転換アドバイザー制度の実績

令和7年6月末 時点

	業種	対象物質	支援の種類・内容	施工状況など
令和5年度	1 鍍金業	重金属・VOC	地下水対策 技術1・22：原位置浄化・透水性浄化壁（バイオ）	R7.6月着工予定
	2 鍍金業	重金属	アドバイザーのみ	R5終了
	3 鍍金業	重金属	被覆盛土 舗装	R5施工完了
	4 鍍金業	重金属・VOC	アドバイザーのみ	R5終了
	5 洗濯業	VOC	地下水対策 技術3：原位置浄化（鉄粉）	R6施工完了・地下水監視中
令和6年度	1 金属製品製造業	VOC	地下水対策 技術1：原位置浄化（バイオ）	R6施工完了・地下水監視中
	2 洗濯業	VOC	地下水対策 技術7：原位置浄化（酸化剤）	R6施工完了・地下水監視中
	3 鍍金業	VOC	地下水対策 技術10：原位置浄化（鉄粉・活性炭）	R7.4月施工完了・付随工事中 地下水監視予定
	4 洗濯業	VOC	地下水対策 技術20：原位置浄化（鉄粉）	R7.3月から施工中
	5 洗濯業	VOC	アドバイザー中	
令和7年度	1 洗濯業	VOC	アドバイザー中	
	2 鍍金業	重金属	アドバイザー中	
	3 鍍金業	重金属	アドバイザー中	
	4 金属製品製造業	重金属・VOC	アドバイザー中	

注）年度はアドバイザー派遣開始の年度

2 土地利用転換アドバイザーの実績 被覆盛土支援

被覆盛土支援の概要

目的	土壌汚染を管理して 土地を使用することで、 土地売買時における掘削除去の慣例 を見直す
土地	都・区・市に土壌汚染状況調査結果の報告書が提出されている ▶ 900 m ² 以下の土地 ▶ 形質変更時要届出区域 または 要管理区域
対象者	上記の 土地を購入した者、返還を受けた者（底地の持ち主）
負担金	4,445円 / m²（最大 400 万円）

【施工実績】 令和5年度：1件 令和6年度：0件 令和7年6月末 時点

実績が
伸びない
理由

- ① 工場事業者である土地所有者は 支援の対象外(汚染者負担の原則)
- ② 負担金の額が安価で、インセンティブが小さい
- ③ 煩雑な事務処理があり、協定締結するまで着工できない

3 土地利用転換アドバイザーの実績 地下水汚染拡大防止支援

地下水汚染拡大防止支援の概要

目的	地下水汚染拡大防止技術評価委員会 で認定した 地下水汚染拡大防止技術 の効果を検証する
土地	都・区・市に土壤汚染状況調査結果の報告書が提出されている 地下水汚染拡大防止区域 相当である土地
施工条件	認定された技術で施工
負担金	最大 3,000 万円

【施工実績】 令和5年度：0 件 令和6年度：5 件 令和7年度：1 件（施工中） 令和7年6月末 時点

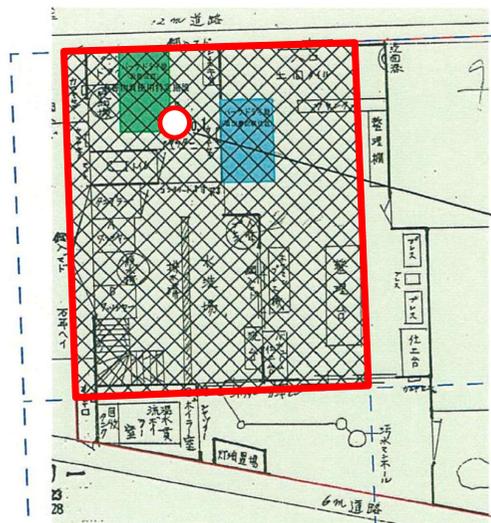
- ▶ バイオ栄養源EDC による 塩素系VOC の 原位置バイオ浄化法
- ▶ BioJet 工法
- ▶ R-NIP α による VOC原位置浄化工法
- ▶ 化学酸化剤を用いた原位置浄化 と 活性炭を用いた透過性地下水浄化壁の ハイブリッド工法
- ▶ Smart Cap[®]工法（注入法による 原位置鉄粉処理）
- ▶ バイオ栄養源EDCシリーズによる透過性地下水浄化壁（バイオバリア）

3 土地利用転換アドバイザーの実績 地下水汚染拡大防止支援

地下水汚染拡大防止支援の概要

令和6年 No.2 洗濯業 地下水汚染拡大防止区域

- ・テトラクロロエチレンによる 土壌・地下水汚染
- ・原位置浄化（酸化剤）と透過性地下水浄化壁のハイブリッド工法
- ・対策範囲 85 m²、施工費用 2,970 万円



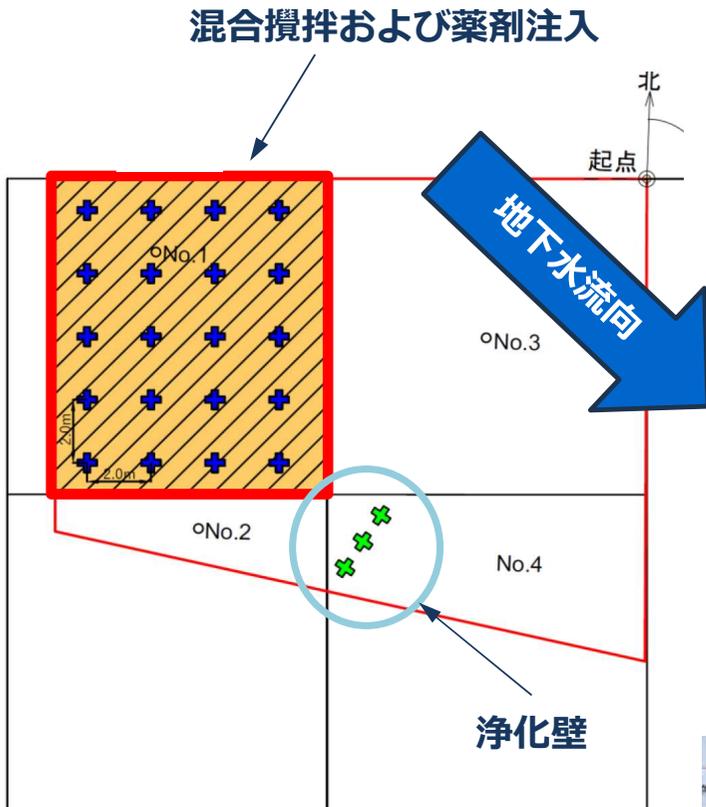
テトラクロロエチレン
第二溶出量超過・第二地下水基準超過

調査対象物質	テトラクロロエチレン	トリクロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	クロロエチレン
試料採取区画 A1 (試料名: No.1)	溶出量 単位: mg/l				
GL. m T.P. m					
表層 66.90~66.85	0.024	不検出	不検出	不検出	不検出
-0.5m 66.40	0.025	不検出	不検出	不検出	不検出
-1.0m 65.90	0.033	不検出	不検出	不検出	不検出
-1.5m 65.40	0.0015	不検出	不検出	不検出	不検出
-2.0m 64.90	0.0007	不検出	不検出	不検出	不検出
-3.0m 63.90	0.0007	不検出	不検出	不検出	不検出
-4.0m 62.90	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
-5.0m 61.90	0.0003	不検出	不検出	不検出	不検出
-6.0m 60.90	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
-7.0m 59.90	0.0006	不検出	不検出	不検出	不検出
-8.0m 58.90	0.0022	不検出	不検出	不検出	不検出
-9.0m 57.90	0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出
-10.0m 56.90	0.0005	不検出	不検出	不検出	不検出
地下水	0.26	0.0005	0.0012	不検出	0.0002
定量下限値	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002
基準値	0.01 以下	0.01 以下	0.1 以下	0.04 以下	0.002 以下
第2溶出量基準	0.1 以下	0.1 以下	1 以下	0.4 以下	0.02 以下

※ 不検出とは定量下限値未満を示す。
 太字は基準値超過を示す。網掛け■は基準不適合土壌の範囲（深度）を示す。



現地 施工前



- 〈凡例〉
- 10m格子
 - 敷地境界
 - 土壌溶出量基準不適合
 - ▨ 地下水基準不適合
 - 既往調査地点
 - ⊕ フェントン反応剤注入地点 (20地点)
 - ⊗ Plume Stop注入地点 (3地点)



掘削機械で 注入管を地面に埋込み



薬剤を注入

3 土地利用転換アドバイザーの実績 地下水汚染拡大防止支援

令和6年度までに施工完了した事例

業種	対象面積 *敷地面積	上段 対策費用 下段 掘削除去費用※	対策期間	汚染状況	方法
金属 製品 製造業	100 m ² *501.9 m ²	2,310 万円 6,800 万円	7 ヶ月	土壌 第二溶出量超過なし 地下水 GL -3.5 m 1,2-ジクロロエチレン 1.0mg/L	バイオ栄養源EDCによる 塩素系VOCの 原位置バイオ浄化法
洗濯 業	76.63 m ² *76.63 m ²	2,970 万円 3,600 万円	4 ヶ月	土壌 トリクロロエチレン 0.85 mg/L テトラクロロエチレン 56 mg/L 地下水 GL -5 m テトラクロロエチレン 3.1 mg/L	BioJet 工法 (高圧噴射攪拌による浄化)
鍍金 業	155.85 m ² *237.2 m ²	3,861 万円 4,600 万円	6 ヶ月	土壌 トリクロロエチレン 0.56 mg/L 1,2-ジクロロエチレン 0.59 mg/L 地下水 汚染なし	R-NIP aによる VOC 原位置浄化工法
洗濯 業	85.31 m ² *85.31 m ²	2,992 万円 3,600 万円	3 ヶ月	土壌 第二溶出量超過なし 地下水 GL -8.5 m テトラクロロエチレン 0.26 mg/L	化学酸化剤を用いた 原位置浄化と 活性炭を用いた透過性地下水浄化壁の ハイブリッド工法

※掘削除去費用 それぞれの施工業者に各事例の見積もりを依頼し、上から2・3番目の平均額

3 土地利用転換アドバイザーの実績 地下水汚染拡大防止支援

地下水汚染拡大防止支援 実証事例からの考察

- ▶ **掘削除去より 安価で施工できる**
ただし、狭あい地では 工程が増え、費用が高くなることもある
- ▶ **現場に応じて 最適な方法を選択できる**
対策深度、汚染状態に合わせて、複数の技術の組み合わせが可能
- ▶ **対策が長期間になるため、土地利用転換を計画してから完了まで 数年かかることがある**
対策工事で数か月を要し、工事後に地下水モニタリングを行う場合は さらに 2年以上を要する



- ▣ **スムーズな土地利用転換** を促進するため、**操業中の工場等** において適用できる
地下水汚染拡大防止技術 の確立・普及を図る
- ▣ **工場等の跡地に適用する 地下水汚染拡大防止技術の実証** も継続し、
各種の現場に適用できる 多様な技術の集積を目指す

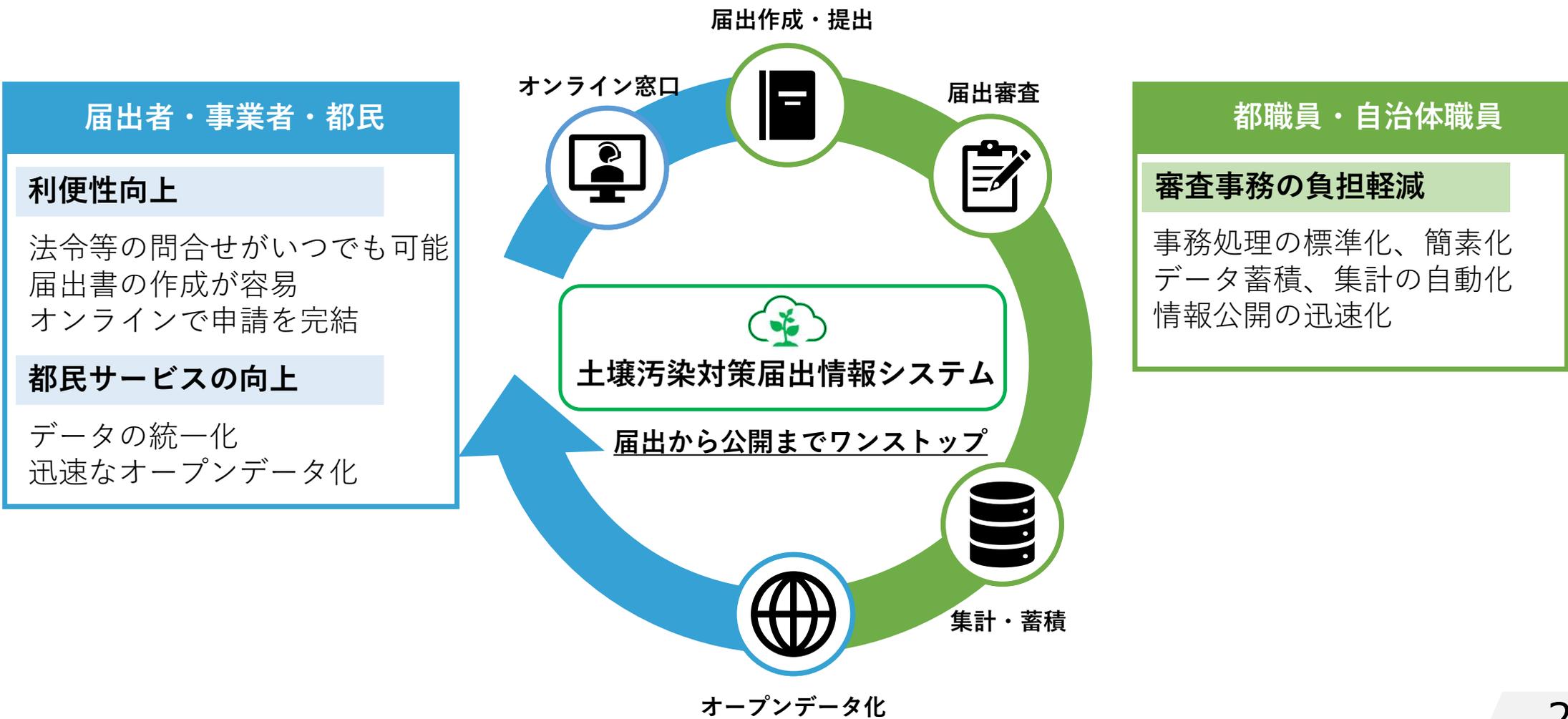
令和7年度 第1回土壤汚染対策検討委員会

資料4

土壤汚染対策届出情報のデジタル化

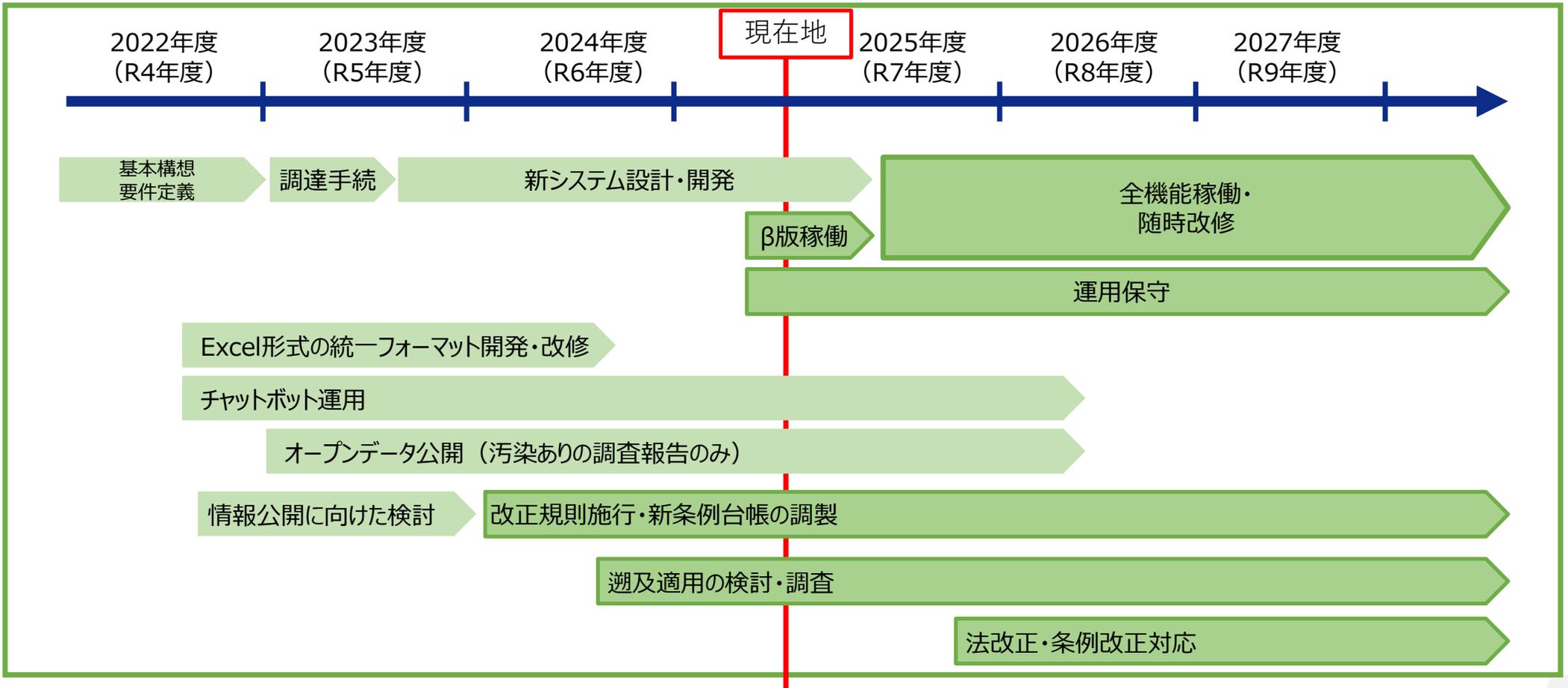
1 土壤汚染対策届出情報のデジタル化プロジェクト（環境局リーディングプロジェクト）

✓都や国の掲げる「行政手続きのデジタル化」や「オープンデータ化の推進」等の方針の下、先端技術等をフルに活用して、利用者の利便性向上、都民サービスの向上、行政運営の効率化等を実現



2 土壌汚染対策届出情報のデジタル化プロジェクトのスケジュール

- ✓令和4年度よりExcel形式のフォーマット様式、オープンデータを順次公開
- ✓新システムは令和7年4月にβ版をリリース・稼働開始（令和5年11月より設計・開発）
- ✓令和7年7月末に全機能リリース予定



3 土壌汚染対策届出情報システムの機能 Excelフォーマット

届出作成

- ✓ Excelフォーマットによる必要事項の入力補助、法定事項欠落防止
- ✓ 個別書類として登録、提出書類の不足を防止

Excel形式での様式作成
様式の統一や今後のデータ利活用を図る

入力項目の網掛け表示
法定様式に準拠しつつ、記入欄は必須/条件必須に応じて色別での網掛けを設定している

グループ設定を利用した複数入力
複数入力となる行はグループ設定を行い、届出者の記入情報に応じて入力欄の展開・折りたたみを行う

別紙のデータ参照による鑑文の表示
数十件以上の記入が想定される項目は別紙にて記入し、鑑文では別紙の情報をデータ参照する形で表示する

メモ情報の表示
入力に係る注意事項や入力方法はメモ情報としてマウスオーバー時に表示可能としている

チェック情報の表示
記入欄外に入力必須や項目相互のチェック情報を表示

届出書類例：環境確保条例第117条1項

提出書類名	必須/任意	データ形式
24010土地利用の履歴等調査届出書_第34号様式	必須	Excel
24050届出を提出する権限を有することを証する書類	任意	pdf
24060土地利用の履歴等年表	必須	Excel
24070対象地位置図	必須	pdf
24080土地改変の概要	必須	pdf
24090土地改変の概要図	必須	pdf
24100公図(まとめ)	必須	pdf
24120現況写真、聴取調査結果及び現地調査結果のまとめ(個人情報を除く)	条件必須	pdf

書類ごとにIDナンバー+個別書類名に統一
→システムによる自動判定可能
修正が必要な書類を個別差し替えが可能

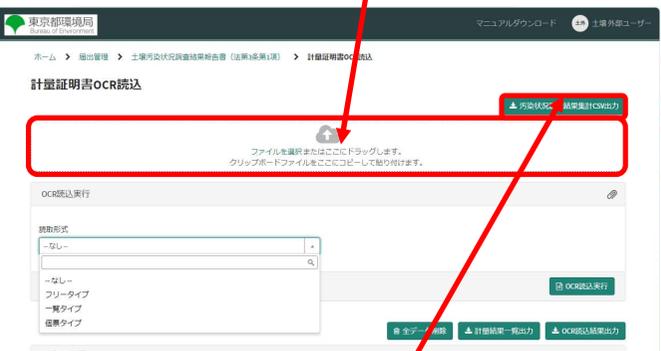
4 土壤汚染対策届出情報システムの機能 届出作成支援ツール

届出作成

計量証明書OCR

計量証明書を読み取り、調査結果一覧表を作成できる

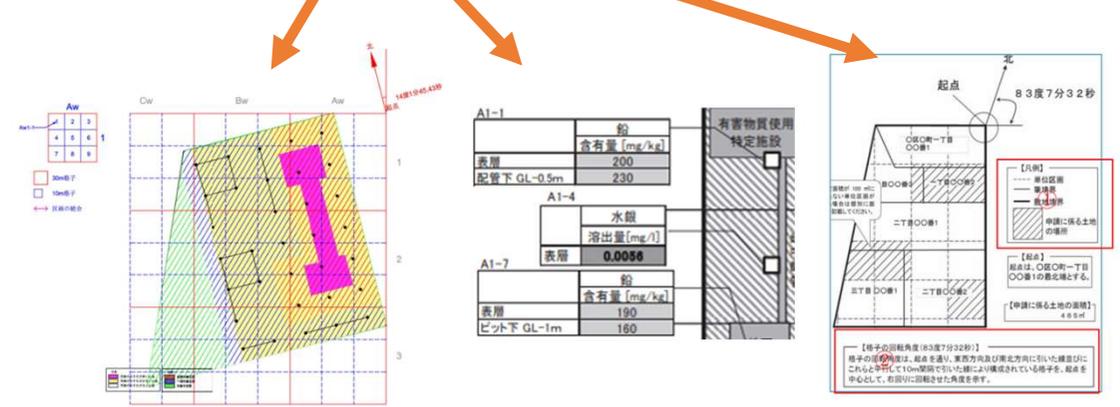
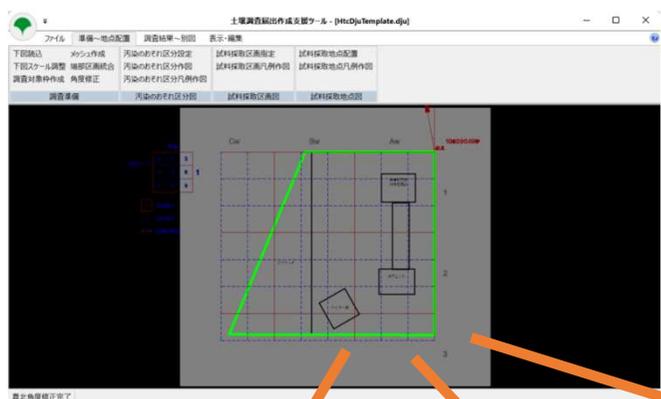
計量証明書をドラッグ又は貼り付け



CSVを出力
⇒ 調査結果一覧表への転記、CADツールに読込

CADツール

調査結果図面を作成可能



調査地点図、調査結果図、告示用別図を作成可能

5 土壌汚染対策届出情報システムの機能 届出提出画面

届出提出

- ✓ いつでもインターネット申請が可能
- ✓ 届出提出時に添付書類チェック機能などで必要書類がそろっているか確認可能

システム届出提出画面

dojou.system-uat.metro.tokyo.lg.jp の内容

添付書類チェックが完了いたしました。エラーは見つかりませんでした。

ホーム > 届出管理 > 一定規模以上の土地の形質の変更届出書 (HTD1001177:代表取締役)

モード切替

同時提出の場合は、各ボタンを押下することで表示したい様式を切り替え可能です。青色のもの

一定規模以上の土地の形質の変更届出書 土地利用の履歴等調査届出書

基本

添付書類アップロード後、数分後にPDF出力ボタンが押下できるようになります。PDF出力（作成中）となっている場合は、しばらく待ってから画面を開きなすか、ブラウザの更新ボタンを押下してください。また、届出書類はそのまま副本となりますので、PDF出力を行い文字切れ等がないことを確認してから届出提出ボタンを押下してください。

添付書類アップロード 添付書類間チェック PDF出力

- 添付書類アップロード
届出に必要な添付ファイルをアップロードする画面に遷移します。
- 添付書類間チェック
アップロードした添付書類の内容のチェック処理を実施します。
- PDF出力
添付書類アップロード画面からアップロードした書類のうち、副本として返却される書類（収受印押印前）のPDFをダウンロードします。添付書類アップロード後、一定時間（通常数分程度）後にダウンロード可能となり、届出提出をする前に作成されたPDF内に文字切れ等がないかご確認をお願いします。文字切れ等がある場合は、お手数ですがExcel上のレイアウトをご調整ください。
- 副本出力
副本をダウンロードします。副本は環境局にて収受受付が完了した後に出力可能となります。また、収受後後にダウンロードできるのは縦向きのみとなり、決裁完了後に副本の一式としてのPDFが出力されるようになります。

複数届出の同時提出に対応
共通の資料を兼用として届出で
きるよう設計

添付書類チェック機能
不足書類がないか届出提出前に
確認

添付書類アップロード画面

東京都環境局 Bureau of Environment 書類チェックが完了いたしました。

ホーム > 届出管理 > 土地利用の履歴等調査届出書 > 添付書類アップロード

添付書類アップロード

ファイルを選択またはここにドラッグします。クリップボードファイルをここにコピーして貼り付けます。

TNP1158352

書類チェックをしてから登録してください。

添付ファイル 完了

24140地形図、航空写真、住宅地図、登記簿謄本等.pdf × 24130その他資料.pdf × 24120現況写真、跡取調査結果及び現地調査結果のまとめ(個人情報を除く).pdf × 24110条例_公図(有).pdf × 24100公図(まとの).pdf × 24090土地改良の概要図.pdf × 24080土地改良の概要_1204.xlsx × 24070対象地位調査図.pdf × 24060土地利用の履歴等年表_1204.xlsx × 24010土地利用の履歴等年表届出書_第34号様式.xlsx ×

添付書類アップロード日時

書類チェック 記録

チェック結果

【お問い合わせ先】東京都環境局 環境改善部 化学物質対策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第二本庁舎20階 TEL: 03-5388-3495
Copyright (C) 2025 Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.
サイトポリシー | 利用規約

届出書類アップロード機能
ドラッグ&ドロップでも提出可能

アップロードファイル一覧
個別のファイルで提出

書類チェック機能
ファイル内に入力間違いがない
か自動でチェック

6 土壌汚染対策届出情報システムの機能

届出審査

- ✓ 補正指示内容、審査状況を確認可能
- ✓ 審査をブロックに分解、審査手順を規格化

届出者側画面

連絡事項一覧

すべてステータス未対応

通知番号 受文書番号 案件名 通知タイトル 通知内容

【土壌汚染対策届出情報システム】届出提出受付(届出番号: HTD0001194) 土壌外部ユーザー様土壌汚染対策届出情報システムで提出受付

1~1件目/1件

連絡事項一覧
審査担当職員からの補正指示等の連絡が表示される

届出状況一覧

すべて観/予=観

届出番号	受文書番号	收受年月日	案件名	法/条例	様式	審査状況	審査完了日	届出者	更新日時
HTD0001210			土壌汚染状況調査結果報告書 (法第3条第1項)			届出作成中			2024-11-18 09:24:13
HTD0001209			土壌汚染状況調査結果報告書 (法第3条第1項)			届出作成中			2024-11-18 09:07:02

届出状況一覧
提出した届出の審査の進捗状況を確認できる

補正書類は、アップロード後に自動で差し替え
→常に最新版の届出書一式をダウンロード可能

職員側画面

通知一覧 照

通知番号	通知種別	通知タイトル	通知内容	通知日時	届出	受文書番号	案件名
TCH1011876	届出提出受付	届出提出受付 (届出番号: HTD1001059)	第3グループ様 土壌汚染対策届出情報システム届出受...	2025-03-28 19:06:45	HTD1001059		〇〇ビル建設計画
TCH1011864	届出提出受付	届出提出受付 (届出番号: HTD1001058)	第3グループ様 土壌汚染対策届出情報システム届出受...	2025-03-28 19:06:45	HTD1001058	98環境化三第4323号	〇〇ビル建設計画
TCH1011852	届出提出受付	届出提出受付 (届出番号: JTD1000913)	第3グループ様 土壌汚染対策届出情報システム届出受...	2025-03-28 19:06:44	JTD1000913		〇〇ビル建設計画
TCH1011840	届出提出受付	届出提出受付 (届出番号: JTD1000912)	第3グループ様 土壌汚染対策届出情報システム届出受...	2025-03-28 19:06:43	JTD1000912		〇〇ビル建設計画
TCH1011821	届出提出受付	届出提出受付 (届出番号: HTD1001041)	第3グループ様 土壌汚染対策届出情報システム届出受...	2025-03-28 18:02:51	HTD1001041	98環境化三第7654号	新宿区西新宿二丁目〇番〇号

9件中1~5件目を表示

届出状況

届出状況 (0) 補正指示 (0) 添付書類 (13) 連絡先 (2) 即時提出 (4)

届出状況

届出状況	届出ブロック名	タスク名	担当グループ	担当者	審査状況
10	S0_収受	収受結果登録	第3グループ	柳川千明	完了
20	S0_審査	案件情報確認	第3グループ	柳川千明	完了
30	S0_審査	補正完了	第3グループ	柳川千明	完了
40	S0_審査	審査結果登録	第3グループ	柳川千明	完了
50	S0_決裁	決裁結果登録	第3グループ	柳川千明	完了
60	S0_決裁	台帳情報登録	第3グループ	柳川千明	完了
100	S0_台帳調整_訂正	台帳情報登録	第3グループ	柳川千明	対応中

届出一覧
届出の審査状況を確認できる

届出一覧
届出の進捗を確認できる

7 土壌汚染対策届出情報システムの機能



集計・蓄積

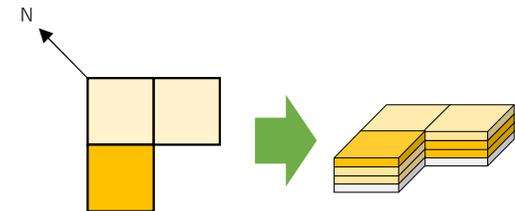
- ✓ 届出件数、法施行状況調査を自動集計、出力機能を実装
調査結果や措置、工事内容をデータベース化、集計し、データの利活用性を向上



オープンデータ化

- ✓ 基準不適合が確認された調査報告書から、区画単位で深度ごとのデータを自動で作成
深度方向の汚染分布、一定濃度以上の汚染を抽出可能
- ✓ データが確定し次第、オープンデータカタログサイトへ掲載

台帳番号	全解除	年度	文書記号	種別	番号	所在地	起点(地番起点 x 座標起点 y 座標回転角(度調査区画別調査種別)	地点種別	評価区画	採取区画	深度(m)	標高(TPm)	標高(APm)	TCE_GAS	PCE_GAS	DCM_GAS	VC_GAS	CCl4_GAS	
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	B2-5	B2-5	表層	7.064						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	B2-6	B2-6	表層	7.057		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	B2-6	B2-6	表層	7.057						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	B2-6	B2-6	表層	7.057						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-1	C2-1	表層	7.092		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-1	C2-1	表層	7.092						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-1	C2-1	表層	7.092						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-2	C2-2	表層	7.095		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-2	C2-2	表層	7.095						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-2	C2-2	表層	7.095						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-2	C2-2	表層	7.095						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-3	C2-3	表層	7.089		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-3	C2-3	表層	7.089						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-3	C2-3	表層	7.089						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-3	C2-3	表層	7.089						
S0226			4	環改化	土	535 品川区広品品川区広	43321.18 9313.455 7度34分35	26 土壌概況	全部対象	C2-4	C2-4	表層	7.063		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出



調査結果の三次元化への活用の可能性

起点位置、単位区画の命名規則など、統一規格の導入によって、オープンデータの利活用性を向上

8 今後の展開

- ✓ アジャイル型開発として、随時ユーザー意見を徴収し、意見を反映する形でユーザビリティを向上

今後拡充予定の機能

届出機能のアップデート

- ✓ 届出同時提出バリエーションの拡充、画面操作性の向上
- ✓ 届出の内容に応じて、必要書類、記入内容の整合性を自動で判定する機能の追加

届出作成支援ツールの利便性向上

- ✓ CADツールの機能追加、調整

審査機能の追加

- ✓ 補正未対応案件へのアラート機能の追加

集計機能の拡充

- ✓ 措置、工事内容、搬出土量など、ニーズに応じた集計機能の実装